

特223
130

船員登記簿
直規頭註



始



特223

130

船員給料臨時措置規則解說

序

船員給料臨時措置規則は生るべくして生れ、今後一ヶ年間に亘つて船員の給料、手當、賃金、賞與及臨時給與について特定の制限を加へることになつた。

條文は簡単であるが、表現及取扱は極めて複雑であるので、敢て本書を刊行し、各位の便宜に資することとしたのである。

本書を草するに當つて米田海員課長の説明、職員給與臨時措置調査委員會及賃金臨時措置調査委員會の決定せる施行方針、其他を参考としてその誤りなきを期したが、尙解釋上の疑義は個々の具體的事項について、多數残されてゐるのである。之等は近く船員給料委員會に於いて取扱方針の決定を俟つて明にされる處と信するが、關係各位の熾烈なる要望に答へるがため、是を取急ぎ短時日に取締めた等の關係より、明にすべくして是を不分明のまゝにした部分少なしとしない。

之等の點は他日之を補遺することとして、讀者の諒恕を乞ふ所以である。

昭和十四年十一月十六日

目 次

一、船員給料臨時措置規則は何故出來たか

二、適用の範囲

1. 紙與令關係
2. 賃金令關係

3. 紙與令及賃金令の適用をうけぬ船員
4. 外地置籍船は如何なる

三、対象となる給與及賃金

四、準則及内規等の報告及申請

五、給料手當、賃金に對する制限

1. 一齊引上禁止の原則
2. 一齊引上の認められる場合

3. 船員個々の増給

六、賞與に對する制限

1. 船舶所有者の報告義務
2. 許可を要せぬ賞與支給の限度
3. 許可を必要とする場合

七、臨時給與に對する制限

1. 許可を要せぬ限度
2. 許可を要する場合

八、給料手當及賃金の協定と海事協同會

九、脱法の防止

一〇、報告の徵取と臨検検査

一一、罰則

一二、船員給料委員會

附 錄 本規則書による各種報告書及申請書書式

附 錄 會社職員給與臨時措置令條文

賃金臨時措置令條文

船員給料臨時措置規則條文

船員給料臨時措置規則解説

一 船員給料臨時措置規則は何故出來たか

十月十九日の官報は遞信省令第四十七號で船員給料臨時措置規則を定めたむねを掲げ、この省令は會社職員給與臨時措置令（以下給與令といふ）及賃金臨時措置令（以下賃金令といふ）施行の日（十月二十日）から施行され、それらの法律が効力を有する期間その効力を有するものと明示された。

何で斯んなことになつたかといふと、給與令にしても賃金令にしてもその精神は陸上であると海上であるとを問はず、會社の職員——社員も労務者も等しくこれによつて律し様といふ目的で出來たものであるが、船員だけはその性質上どうしても特殊的に取扱はなければその圓滑が期されないといふ見地から、之等の法令の施行規則に該當方するのとして特に遞信省令によつて船員給料臨時措置規則が生れたのである。

最近出來た諸法令を一貫して、船員だけが特別の取扱をうけることは、流石に海運をもつて生命線としてゐる國家經濟の實情に即したものといはなければなるまい。

二三の例をあげれば船員法の改正といひ、船員保険法の制定といひ、國家總動員法關係では船員登録制其他といひ、特にその感を深くする。

さて斯うした法律が何の爲に出来たのであるか、このことを十分に理解して置かないと、この法律で給料や手當や賃銀を九月十八日現在でストップしたことが、何となく戰時下國民の生活を不安にし或は不安に陥れないまでも前途に希望を失はせるかの感を一般國民に與へることとなる危険がある。で簡単にその點に觸れてをくことにする——船員諸君にとつて今更蛇足であるとは思ふが——物價の上昇と收入の増加とは何時の場合でも均衡のとれることは無いといつていゝが、事變がはじまつて以來、吾國の物價高が頗る急ピッチで、收入との均衡が益々破れて行くといふことは吾々の體験してゐる處である。

これでは銃後國民の生活問題は重大な社會問題とならざるを得ないし、それでは後事をかへりみず戰線で奉公の誠を致しつゝある皇軍將兵に對して申譯ないこととなるとあつて、事變勃發當初既に從來あつた暴利取締令の強化によつて物價の暴騰、思惑による賣惜み、買占めなどを抑制するに努めたが、其後事變の段階が第一期に入るや、昨年十三年度物資動員計畫の改訂による物資統制の強化に伴ひ、應急的物價對策として輸出入臨時措置法に基いて物品販賣價格取締規則を公布し暴騰の惧れのある處である。

商品を順次に指定し、之に公定價格を決定せしめて物價を統制することに努力したが、公定洩れの商品は勿論のこと、公定された商品でさへ法網をくぐつて闇取引をやる分子があるので、物價の騰勢は毫も阻止することが出來なかつたのである。

處が歐洲に大動亂の口火が切られ、日に擴大の傾向を示すに至つたので、是を從來の程度の統制に放置してをいたのでは、思惑人氣の沸騰で物價は天井知らずに急騰する惧れが多分に在るといふ立場から、突如九月十八日現在で價格にストップを命じたのである、この點自肅自戒を口にする國民について全くその名譽を根こそぎにされた譯もある。

處で物價を停止させるといつても物價だけを抑へたのでは物品販賣業者を泣かせるだけで、とゞのつまりは物品の販賣が闇から闇へと取引される危険さへもある譯であるから、物價停止令は價格のみでなく、運送費、保險料、保管料、賃貸料、加工費、給料、賃金等、凡そ物價を構成する要素は全部九月十八日（内地の家賃地代は昨年八月四日朝鮮の家賃地代は昨年十二月三十一日）のものを基準として向ふ一ヶ年間その引上を禁止して一度騰勢を抑へた上、その期間内に急速に適正價格の公定を行ふこととしたのである。

支那事變を通じて東亞の新秩序建設といふ大事業を完成せんとする吾々は、今後の物資動員計畫を

圓滑に進めさせるために幾多の犠牲を覺悟してゐるが、給料や賃金も停止する代りに物價も停止するならば、而して又今後急速に物價と賃金との均衡がとられるならば、銃後國民生活は今日以上にその安定性を保證される筈であるから、此の如き措置は吾等の覺悟してゐる犠牲の何物にも該當せざるものといふべきであらう。

法令略語

賃金令……賃金臨時措置令
給與令……會社職員給與臨時措置令
規則……船員給料臨時措置規則
施行方針……會社職員給與臨時措置調査委員會決定方針 針及賃金臨時措置委員會決定方針

二適用の範囲

船員給料臨時措置規則は會社職員給與臨時措置令（以下給與令と稱す）及賃金臨時措置令（以下賃金令と稱す）中船員に關する施行について制定せられたものである（規則第一條）から、本規則の適用

範囲は給與令の適用をうける船員と賃金令の適用をうける船員とに分けて説明することが便宜であると思ふ。

一 紿與令關係

給與令によると給與令の適用をうける會社は同令第二條の規定によつて左の各號の一に該當する會社である。

一、資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計額又は基金總額をいふ）二十萬圓以上上の會社

二、前號に規定するものを除くの外閣令を以て定むる會社

こゝに閣令とあるのは船員に關しては遞信省令を意味する（給與令第二十三條）のであつて、右の閣令を以て定むる會社について規則第三條は「總噸數五百噸以上の船舶を所有（借入を含む）する會社とす」と明示してゐる。

この規定から見ると資本金二十萬圓以上の會社は全部給與令の適用を見る譯であるが、特に船舶の總噸數を以て限度を設けてゐるので、たゞ資本金二十萬圓以上の會社でも、總噸數五百噸以上の船舶を有せぬものについては、その對象となるべき船員が居らぬので、給與令の適用はあるが、船員には

關係ないこととなる、その反対に資本金は二十萬圓以下の會社であつても、總噸數五百噸以上の船舶を所有又は傭船してをれば、その船員だけは給與令の適用をうけるのである。

現在吾國に於いては資本金二十萬圓以上で然も所有總噸數五百噸に達せざるものは七十數社あるから、之等の會社は悉く給與令の適用をうけるにも拘らず、本規則の適用をうくべき船員が居らぬことゝなる譯である。たゞ茲に注意を要する點は給與令は會社にのみ適用されるものであつて個人經營の企業には適用されないことで、從つて個人船主は本法の適用外に置かれてゐることは奇異の感なきを得ないが、是は給與令の持つ矛盾である。

實際問題としてはかゝる企業は比較的小規模であると共に、その數も亦極めて少數であつて、價格構成の要素としての活動も小範圍に止まるといふ見地から、全く除外されたまゝに放置されてゐるのであるが、政府としては給與令の適用外に在るかゝる企業に於いても自主的にその肅戒を要望してゐる。本令の適用下に置かれる會社の職員とは何であるかといふと所謂重役、顧問、相談役、囑託等の外會社に雇傭せられてその職務——勞務に非ず——の對償として給與を支給せられるもので、船員としては總噸數五百噸以上の船舶に乗組む所謂高級船員が是に該當する。(給與令第三條第四條)

但し職務といひ勞務といつてもその區別はなく判然としない場合が多いが、社會通念上なく識別す

るの外はないのである。

であるから總噸數五百噸未満の船舶に乘組む船員はたゞ四九九噸の船舶に乘組む船長又は機關長の職務をとる者でも給與令の適用をうけず、賃金令によつて「勞務者」としての取扱をうけるのであるこの點常識上多少の行違ひはあるが法令の立前として止むを得ない處である。

本規則の適用を受くる船員の職名は總噸數五百噸以上の船舶に於いて大體左の如くであらう。

甲板部——船長、運轉士、航海實習生、

機關部——機關長、機關士、電氣技士、機關實習生、

事務部——事務長、事務員、醫師、無線技士、無線技士助手、無線技士見習、聽守員、會計係、買辦、通譯、

二 賃金令關係

賃金令の適用をうける船員とは、船員であつて給與令の適用を受けね者全部といふことが出来る。

この船員の大部分は労務者たる普通船員であるが、此場合は雇傭主の企業組織が個人たると株式會社たるを問はず、又、資本金や船舶の大小如何を問はず、船員として船舶所有者に雇傭され、勞務の代償として賃金をうけるかぎり全部賃金令の適用をうける。前項でのべた如く一部の高級船員も亦賃金令の適用をうける。

此處で必要なことは船員として雇傭され、賃金をうけてゐることで、船舶所有者と同一の家庭に屬し雇入契約によらずして船舶に乗組んでゐる船員などはこの意味で除外されるのである。

本令によつて右にあけた船員の賃金は原則としてその引上を禁止されてゐるのであるが、その引上禁止の法律的義務を負ふものは雇傭主であつて船員ではない。

それならば總噸數五百噸以上の船舶に乗組む普通船員及總噸數五百噸未満の船舶に乗組む船員全部が本規則の適用を受けるかといふと、それには最低の限度が設けられてゐる。船員法の適用を受ける船員が是であつて、船員法第一條第一項各號に掲げる船舶に乗組む船員、すなはち「總噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の船舶、及端舟、其他櫓擢のみを以て運轉し又は主として櫓擢のみを以て運轉する舟」や「平水區域を航行する船舶」や「總噸數三十噸未満の漁船」の乗組船員は賃金令の適用をうけるが、船員給料臨時措置規則の適用はうけず、内務省の所管に置かれてゐる（賃金令第二十六條）。従つて所有船舶の總噸數合計が五十噸未満の如き小經營の船舶所有者も亦本規則の適用はうけるのであるがその船舶（漁船に在つては總噸數五噸以上の船舶）が五隻以下である場合には、その船舶所有者に對しては多くの例外が認められ、各種の義務が免除されてゐる。（規則第二十四條）

便宜上本規則の適用をうける船員の職名を列挙すると、總噸數五百噸未満の船舶に乗組む高級船員

以外、大體左の如くであらう。

甲板部——水夫長、大工、大工助手、舵手、倉庫番、水夫、水夫見習、潜水夫、天測士、漁撈長、漁夫、砲手
チンドー、

機關部——火夫長、油差、油差見習、倉庫番、副罐番、補副罐番、火夫、機關夫、石炭夫、旋盤工、モーターマン、ポンプ係、ワイパー、機關夫見習、火夫見習、

事務部——賄長、事務補、看護夫、料理人、厨夫、ベーカー、ベーカー助手、ベーカー見習、パントリー、パントリー見習、給仕、給仕見習、音樂手、電話交換手、寫眞師、理髪人、洗濯人、洗濯人助手、按摩、

大體右に該當するものは船舶に乗組んでゐるものも、陸上で豫備となつてゐるものも本規則の適用をうけるのである。

三 給與令及賃金令の適用を受けぬ船員

それならば之等の措置令から除外されてゐる船員とは何であるかといふと第一は個人企業の總噸數五百噸以上の船舶に乘組む高級船員である。

個人船主の所有にかかる總噸數五百噸以上の船舶に乗組んでゐる高級船員は労働の對償として賃金

をうけてゐるのでないことは明瞭であると同時に、賃金令の適用をうけるべき何等の明文もないから勿論賃金令の適用はない。然も給與令は個人企業に適用されないから此方面からも除外されてゐる。従つて之等の高級船員には今回の臨時措置令は全然適用されぬ譯である。

第二は所謂官公船乗組員である。

給與令は會社にのみ適用する旨を明確にしてゐるし、賃金令は「國又は道府縣には之を適用せざる」（賃金令第二十三條）旨を明記してゐるので、國又は道府縣の所有する船舶に乘組んでゐる船員は全部除外されてゐる。

是に該當するものは燈臺局、鐵道省、内務省等に於いて所有する船舶の船員であるが、之等の船員

は何等法的の制限はないとしても、道義的の見地から同一步調で善處せしめられるものと思はれる。

四 外地置籍船はどうなる

本規則といひ給與令及賃金令といひ、物價統制の目的で價格の構成要素としての給與及賃金を統制せんとするものであるから、たとへ外地置籍船乗組員であつても、その生活が内地物價に幾何かの影響をもつかぎり、本規則の適用が及ぼされなければならない筈である。

然しながら法の適用は然く簡単に規定する譯に行かないので、大連、支那其他の外國に船籍を有する

船舶の乗組員には適用がないのは遺憾である。

然しその一面日本船舶に乘組む滿洲人、支那人又は外國人であつても内地、朝鮮、臺灣其他植民地で採用する場合にかぎり適用をうける。が、外國人船員を外國に於いて雇入れ、外國に於いて雇止める場合には本規則の適用はない。それ故支那沿岸又は支那内河のみを航行してゐる内地置籍船に、支那で支那人船員を雇入れてもその者に對して本規則の適用は無い譯である。

浮船の船夫の如きものは本規則の適用は無く賃金令及同施行規則の適用を受けるのである。

三 對象となる給與及賃金

給與令及賃金令の目的とする處は、昭和十四年九月十八日で物價の騰勢を阻止することにあるので從つて給與及賃金も九月十八日の線でその引上を停止せしめることに在る。

だがその抑へるべき給與及賃金とは一體何を謂ふのであるか。

給與令では給與とは「報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其他名稱の如何を問はず、會社が職員の職務の對償として支給する金錢物其他の利益」（給與令第四條）であると規定してゐるが、給與

令で抑へんとする給與は、以上の給與の外退職手當、危険物輸送手當其の他の諸手當及獎勵加給等も亦包含されてゐる、本規制で「一定の條件に従ひ一定の金額若は數量又は一定の割合によつて支給する給與」（規則第七條）と表現してゐることは、諸手當及獎勵加給等は船内で一定の額率又は條件が一率に定まつてゐるからである。

それ故船員の月給、物價手當、家族手當、在勤手當、航海手當其他各種の手當、期末賞與、交際費機密費、退職慰勞金、恩給等は元より被服、社宅の如きも給與令の對象になる給與である。

然し船員死亡の際の退職金、弔慰金及遺族扶助料は職務の對償として支給されるものでないから、給與令の謂ふ給與とは認められない、船員に對する食料も亦同様である。更に旅費の如き實費辨償の性質を有するものも亦給與とは稱されない。

而して給與金では之等の給與を總稱して給料手當といひ、九月十八日に於ける給料手當の準則を豫め報告させて之を統制の基準としてゐる。

給料手當の準則とは、給料手當の種類、階級、金額、數量、率、及その支給又は増減に關する標準、並に初任給の標準をいふのである。（給與令第五條）

又賃金では賃金とは「賃金、給料、手當、賞與其の他名稱の如何を問はず雇傭者が勞働の對償と

して支給する金錢物其他の利益」をいふ（賃金令第三條）のであつて、勞務の對償として支給されるものでない給與は之に含まれてゐない。

即ち（イ）醫療費の補給（ロ）冠婚葬祭、または罹災等に際し贈與する祝金、見舞金の類（ハ）船員保險法による保険料、團體生命保険の保険料の補給、または團體郵便年金の掛金の補給（ニ）退職手當のためにする積立金（ホ）作業服の支給、就學せる労務者に對する通學費等の實費支給等は賃金とは認められない。（施行方針）

本令の適用をうける船員に對する食料がこの賃金中に包まれてゐないことは、給與令の適用をうける船員の場合と同様である。本規則は豫め賃金令により、九月十八日現在の賃金、基本給及賃金基準を届出さしめて、是によつて其後の賃金を統制せんとするのである。

茲に基本給及賃金基準とは何を謂ふかについて一應の説明を加へてをくことが必要であらう。

基本給とは「定額賃金制に於ける定額給、又は請負賃金制に於ける定額給、又は請負賃金制に於ける保證給又は單位時間給」をいふ（賃金令第三條）のであつて、すなはち労務の能率如何を問はず支給される月給又は日給、出來高拂ひの請負制に於いて出來高の少なかつたときに労務者の生活を保證するために支給される保證給、又は時間請負制に於いて一時間何十錢といふ単位時間給を言ふのである。

九月十八日以後に雇入れられた船員の基本給はその雇入の際の基本給を以て九月十八日の基本給と見做される。(賃金令第五條)

又賃金基準とは「獎勵加給、手當、實物給與若は命令を以て定むる賞與以外の賞與の基準、又は請負賃金制に於ける請負單價、請負時間、歩合若は算定方法」をいひ(賃金令第三條)鯨工船乗組員に對し鯨油製造高七〇〇〇噸迄に對して各自給料の四ヶ月分を支給し、七〇〇〇噸以上一五、〇〇〇〇噸までは一〇〇噸を増す毎に各自給料月額の二十分の一を加算、一五、〇〇〇〇噸以上は一〇〇噸を増す毎に各自給料月額の百分の七を加算するといふが如き獎勵加給、物價騰貴手當、時間外勞働手當、石炭繰手當汽罐掃除手當、タンク掃除手當、航海手當等々の諸手當、船主から給與する被服其他の身廻品の如き實物給與、又は三月を超ゆる期間毎に支給する賞與以外の賞與(規則第四條)即ち盆暮の賞與以外に精勤賞、皆勤賞の如き形式で支給される賞與の各基準が是に包含されてゐるのである。

之を判り易く算式で表示すると次の如くである。

定額制の場合

$$\text{賃金} = \text{定額給(月給)} + \text{諸手當} + \text{獎勵加給}$$

(基本給) (賃金基準)

請負制の場合

$$\text{賃金} = \text{単價} \times \text{個數} + \text{諸手當}$$

(賃金基準) (賃金基準)

$$\text{賃金} = \text{時間給} \times \text{請負時間} + \text{諸手當}$$

(基本給) (賃金基準)

$$\text{賃金} = \text{稼高} \times \text{歩合} + \text{諸手當}$$

(賃金基準)

用語の整理

給料手當　總噸數五百噸以上の船舶に乗組む高級船員に給與される給料、物價手當、在勤手當、航海手當、其他の手當、期末賞與、交際費、機密費、退職手當、恩給、被服、社宅……

給料手當の準則　右に掲げた給料手當の種類、階級、金額、數量、率、及その支給又は増減に關する標準並に初任給の標準、

賃金　普通船員及總噸數五百噸未満の船舶に乗組む高級船員に支給する賃金、給料、手當、賞與……

基本給料　給料手當の中基本となるべき固定給即ち本給

基本給　定額賃金制に於ける定額給(月給)又は請負賃金制に於ける保證給又は単位時間給

賃金基準 奨勵加給、手當、實物給與、期末賞與、精勤賞、皆勤賞等の各基準、又は請負制に於ける請負單價、請負時間、歩合又は算定方法

船舶所有者 便宜上給與令に於ける會社及賃金令に於ける船舶所有者を總稱して用ふ

高級船員 便宜上總噸數五百噸以上の船舶に乗組む高級船員として用ふ

普通船員 便宜上總噸數五百噸未満の船舶に乘組む高級船員をも包含して用ふ

四 準則及内規等の報告及申請

ここで問題となるのは指定期日たる九月十八日現在で、如何なる給料手當及賃金が支拂はれてゐたかといふこと、同日現在で高級船員に對しては給料手當の準則、又普通船員に對しては基本給、賃金基準及昇給内規が如何なつてゐたかといふことである。

之等の事項が明瞭になつてゐないと、監督官廳もその據るべき處がない譯であるから、先づ此點について船舶所有者は報告又は申請の義務を負はされてゐるか、又は、監督官廳及船舶所有者の双方の便宜のために報告方を懲懲されてゐる。(給與令第六條、第七條、賃金令第八條第一項、第十條、第十一條第三項、第十三條第二項、第十四條第一項、規則第九條)

高級船員に關する場合

給與令の適用をうける船舶所有者は給與令の施行規則に基いて役員及社員給料手當準則を提出しなければならないが、同時に是とは別個にその高級船員について九月十八日に於ける給料手當の準則を洩れなく所轄遞信局長に報告しなければならない。(給與令第六條第一項)此種の準則は高級船員を遇するに於いて必要缺くべからざるものであるから、必ず存するものであるとの立前がとられてゐるからである。その報告の期間は本令施行後一月以内即ち十一月十九日まである。然しながら九月十八日に會社は現存してゐたが、まだ設立後日も浅い等の事情でまだ何等の準則をも定めてゐなかつた會社は、至急に準則を定めて同日までに所轄遞信局長に正副二通の許可申請書を提出しなければならない(給與令第七條)茲に所轄遞信局長とは上述の如き申請又は報告をなすべきものゝ住所又は主たる事務所々在地を管轄する遞信局長をいふのである。(規則第二十六條)

又本令施行後會社の合併又は總噸數五百噸以上の船舶を買收した等の事由のために、初めて給與令の適用をうける會社、從來個人企業であつたものが會社組織に變更した結果給與令の適用をうける會社には、勿論九月十八日に於ける給料手當の準則は存せぬ譯であるから、此種の會社も亦その設立後三十日以内に新たに給料手當の準則を定めて同様の許可を申請しなければならない。(給與令第七條)

この報告又は許可の申請は所轄遞信局長に爲すのが原則であるが、近海區域以上の區域を航行する船舶（漁船に在つては從業制限第三種の船舶）の所有者が爲す場合は、その報告又は許可の申請は所轄遞信局長を經由して遞信大臣に爲すことになつてゐる。（規則第十條末項）

右の報告又は許可を申請すべき給料手當の準則として記載すべき事項は何々であるかといふと、是を大別すれば（一）初任給基準（二）諸手當基準（三）昇給内規であるが、更に之を細別すると左の如くである。（規則第九條）

一、初任給ごとの基準

（イ）船員の職務別により初任給の定があるときは各その初任給、即ち高級船員の場合に在つては船長、機關長、一等運轉士……又普通船員の場合では水夫長、火夫長、賄長、大工、舵手の初任給が之である。

（ロ）船員の資格別又は履歴別により初任給の定があるときは各その初任給、即ち無線通信士の如く一級の場合海上實歷滿一年より二年までは何圓といふが如きが是である。

（ハ）船舶の種類又は噸數別により初任級の定あるときは各その初任給、即ち甲板部高級船員の場合には一千噸未滿では船長何圓、一等運轉士何圓……又二千噸以上五千噸未滿では船長何圓、

一等運轉士何圓……又機關部高級船員の場合には、千二百馬力未滿、機關長何圓、一等機關士何圓、千二百馬力以上二千馬力以下は機關長何圓……又普通船員の場合は總噸數五百噸以上千五百噸未滿及千五百噸以上で各その初任給が異つてゐるが如きが之である。

（ニ）船舶の航行區域又は就航々路別（漁船に在りては從業制限又は漁業の種類別）により初任給の定あるときはその初任給、即ち高級船員の場合に在つては遠洋區域又は近海區域第三區、近海區域第一區又は近海區域第二區及沿海區域を夫々航行する船舶別にその初任給が定められてゐるが如きが是である。

（ホ）前各別以外の區別によつて初任給の定あるときは各その初任給

二、諸手當基準

（イ）本給たる月給の外に支給せられる物價手當、在勤手當等々があれば種類、名稱は何か、その金額は何圓か、又は本給の何割か、如何なる條件の下に何時支給されるか等。

（ロ）獎勵加給があればその種類、名稱、額及支給條件

（ハ）歩合制の定めがあるときはその歩合及算定の方法。

（ニ）實物給與、即ち社宅を提供し又は被服を支給する等の場合にはその名稱、數量及支給の條件

三、昇給内規

(イ) 昇給を定期に行ふとすればその時期。

(ロ) 同一職務に勤務したものに對して一年目毎に何圓を昇給せしむるといふが如きその期間。

(ハ) 昇給の場合の金額又は月給の何割といふが如き率。

(ニ) 昇給に必要な條件、例へば昇給に當つては本人の成績を審査するといふが如きが是である。

(ホ) 昇給に當つて職務別、資格、履歴別又は給料別に夫々の定めがあるときはその定め。

四、其他参考となる事項

この場合報告すべき給料手當の準則は、會社が九月十八日現在で既に内規として存在してゐたものとか、又は慣習として過去に相當の事實例のあるものでその證明を爲しうるものであることを要し、内規として證明することも出來ず、又それに相當する前例もないでの證明することの出來ない場合は所轄遞信局長の承認を申請しなければならない。(給與令第六條第二項)

この承認を求める部分に對してはその部分に傍線を附したる申請書を正副二通を作成して十一月十九日までに所轄遞信局長宛提出しなければならない。而してこの承認を受けたときは九月十八日現在の給料手當準則の報告書が提出されたものと看做されるのである。(規則第十一條)

是に對し遞信局長が如何なる程度を許可するかといふと、九月十八日に於ける内規又は慣習として成立してゐるものであることを證明し得る部分との權衡、所在地域で、營業規模の類似する他の汽船會社の通例の準則との權衡及當該會社の從前の經理狀況より見て、指定期日に於ける準則と認め難い場合を除き、原則として之を承認する方針である。(施行方針)

又新たに定められた給料手當の準則についてはその申請にかかる内容は原則として左の標準によつて許可せられるのである。

總噸數五百噸以上の船舶を買收して初めて本令の適用を受くるに至つた會社に在つては、該船舶が買收せられる前の會社に於ける準則と比較して妥當と認められる場合、合併によつて設立された會社に在つては、合併前の會社に於ける準則と比較して妥當と認められる場合、其他の場合には會社の所在地域、營業規模の類似する他の汽船會社の通例の準則に比較して不當ならざる限り夫々許可せられる。(施行方針)

普通船員の場合

前述した如く普通船員の全部及總噸數五百噸未満の船舶に乘組む高級船員は賃金令の適用を受ける

のであるから、船舶所有者は先づ之等の船員に對する九月十八日現在の賃金基準を本令施行後一月以内に所轄遞信局長に報告しなければならない。(賃金令第十條)

然しながら萬一之等の船員に對して未だ賃金基準の定めのなかつた場合には九月十八日以後に於いて賃金基準を定めて所轄遞信局長に報告しなければならない。(賃金令第十一條第三項)

これ等の場合、報告すべき期間は本令施行後一月以内即ち十一月十九日迄である。九月十八日以後に定めた賃金基準の報告に對して、萬一遞信局長が九月十八日に於ける賃金の實情から見て之を不適當と認めたときはその賃金基準に對して變更を命ずることが出來るのである。この場合は遞信局長の定めるものが九月十八日に於ける賃金基準と看做される(賃金令第十一條第四項)又常時五十人以上の普通船員を雇傭する船舶所有者は、その雇傭する普通船員の昇給内規を本令施行後一月以内に所轄遞信局長に報告しなければならない。(賃金令第十三條第一項)が、萬一遞信局長がその報告された昇給内規を九月十八日の賃金實情から見て不適當と認めるときはその増減を命ずることが出來る。この場合は遞信局長の定めるものを以て報告された内規と看做すのである(同右第二項)右にあげた各種の報告は正副二通を作成して所轄遞信局長宛に提出することを必要とする。(規則第十條第一項)

右の報告は所有船舶の合計噸數が五十噸未満であつて、且その船舶(漁船に在つては總噸數五噸以上上の船舶)が五隻未満である船舶所有者は報告の必要はないのである。(規則第二十四條)

以上の賃金基準及昇給内規は、賃金令が船舶所有者に命ずる強制命令であるが、この外賃金令は船舶所有者に對して船員雇入の際の基本給に關する内規、又は當時賃金令の適用をうける船員五十人未満を雇傭する船舶所有者に對しての船員の昇給内規を、夫々所轄遞信局長に報告することを得る旨を規定してゐる(賃金令第八條第一項第十四條第一項)この報告書は正副二通を必要とする。(規則第十條第二項)この雇入の際の基本給内規及當時普通船員五十人未満を雇傭する船舶所有者の昇給内規は共に強制命令ではなくて任意事項となつてゐるのである。何故かゝる區別が附されてゐるのかといふと、この雇入の際の基本給の内規を報告してをかないと、船舶所有者としては、その所有船舶の合計噸數が五十噸未満であり且その隻數(漁船では總噸數五噸以上のもの)が五隻以内でないかぎり(規則第二十四條)九月十八日以降に雇入れる船員について、その基本給を二週間毎にとりまとめて遲滞なく第一號書式により管海官廳に報告しなければならない。(賃金令第七條第一項規則第十二條)が、一度報告して置けば其後雇入の都度又は昇給の都度届出て許可を求むる手數が省けるからであつて、監督官廳としても船舶所有者としても大いに便宜であるからといふ譯である。然しながら此場合に在つても所轄遞信局長がそ

の報告のあつた内規を九月十八日に於ける賃金の實情から見て不適當と認めたときは、是に變更を命ずることがある。この場合には遞信局長の定めた基本給内規又は昇給内規を報告のあつた内規と看做すのである。(賃金令第八條第二項、第十四條第二項)

以上述べた諸報告書に共通な記載必要事項は左の如くである。(規則第十條第三項)

一、船舶所有者の氏名又は名稱及其の住所又は主たる事務所々在地

二、會社に在りては資本金額及拂込資本金額

三、所有船舶の隻數及合計噸數

又十月二十日以後に營業を開始し、又は會社の合同等によつて從業員の増加を來し、それがために賃金令による報告の義務を負ふに至つた船舶所有者については、その義務を負ふに至つた日から一月以内に報告をすればよい(規則第十條第四項)近海區域以上の區域を航行する船舶(漁船に在つては從業制限第三種の船舶)の船舶所有者の爲す報告が所轄遞信局長を經由して遞信大臣に之をなすことは、高級船員の場合と同様である。(規則第十條第五項)

右の場合雇入の際の基本給の内規、賃金基準、又は昇給内規についての報告書に記載すべき事項は何々であるかといふと(第十八頁記載事項の欄参照)

- 雇入の際の基本給内規に關しては(一)初任給とその基準 (四)参考事項
賃金基準に關しては (二)諸手當基準 (四)参考事項
昇給内規に關しては (六)昇給内規 (四)参考事項
である。(規則第九條)

五 紙料手當、賃金の制限

前述した如く船舶所有者が高級船員に對してその紙料手當の準則を、又普通船員についてその賃金基準及昇給内規を夫々遞信大臣又は遞信局長に報告したならば、爾後是に基いて手當の支給を受け、又は昇給することは何等阻止されるものではないが、報告した内容を飛躍して手當をうけ、又は昇給する場合はその都度遞信大臣又は遞信局長の許可を受けなければならぬ。

左にその個々の場合について説明を加へやう。

一 齊引上禁止の原則

引上禁止の基準は本年九月十八日に於ける紙料手當又は賃金であつて、是は遞信大臣又は所轄遞信

局長宛に届出たものである、この基準を超えて給料手當又は賃金の増額又は新たに之を支給することは原則として許されないことになつてゐる。

茲に増額といふ意味は常識的にも判り切つた用語であるが、法の解釋上一應説明してをくと、増額とは「給與令に於ける給料手當を増給し又は新に支給すること、又賃金令に於ける基本給を變更すること、賃金基準を變更すること、又は基本給又は賃金基準を變更して賃金を増すことをいふ」（規則第二條）のである。

この一齊引上の禁止の原則については、給與令では第五條で此點に觸れ「九月十八日に於ける給料手當の準則に依るの外之を増給し又は新に支給することを得ず」とされ、又、賃金令では第四條及第九條で「船舶所有者はその雇傭する船員の全部又は一部の賃金を引上げる目的で九月十八日の基本給又は賃金基準を變更することを得ない」（賃金令第四條第一項、第九條第一項）との意味を規定してゐる。賃金令では全部又は一部の船員に對する一齊引上の禁止を明示してゐるが、給與令ではこの點些か不明瞭である。然しながら其後職員給與臨時措置調査委員會で決定した施行方針では「職員の全部又は一部に對し一齊に増給することは原則として之を許可せざること」を決定してゐるので一齊増給の禁止に關する限り高級船員及普通船員は共同の原則に立つてゐるのである。

こゝで「全部又は一部」といふその一部とは何であるかといふに、それは船員の個々の者を指してゐるのでないことは、規則第八條及賃金令第十二條に於いて個々の船員の場合に關する規定のあることによつても判然としてゐる。一部とは多數船舶を所有する船舶所有者に於いて、その特定の一隻又は數隻を指す場合、又は船長全部、機關長全部、職長全部、大工全部等を指す場合が是である。この一齊引上禁止の立場は、之等の法令が施行せられる以前、すなはち十月二十日以前に給料手當、又は賃金の一齊引上の目的で九月十八日以後に基本給又は賃金基準を變更するの手段に出たもののあることをも考慮し、之等の場合にはその變更は無効である旨を明かにしてゐる。（賃金令第四條第二項第九條第二項）

一齊引上の認めらるる場合

だが一齊引上の禁止は原則として明示せられてゐるのであつて、具體的に一齊引上の止むを得ざる場合も亦ありうるのである。給與令は第五條但書並第八條に於いて賃金令は第四條第三項及第九條第三項に於いて、更に規則第五條第六條及第十三條に於いてこの場合及その手續を規定してゐる。

高級船員の場合

高級船員に對しては二つの場合に給與の一切引上が許可されるのであつて、先づ第一は高級船員に對する給料手當の準則には手をふれることなく、單に特殊且臨時的に増給せんとする場合で（給與令第

五條但書)左の場合が是に該當する。

(イ) 所在地域、事業種目、營業規模、營業成績が類似する他の會社の一般水準に比して特に著しく給料手當の劣つてゐる會社が、その事實經營上の必要から一般的水準まで之を改善するために増加せんとする場合。

(ロ) 會社が他の會社を合併し、又は他の企業を買收し、その船員をそのまま承繼した場合は、從前の給料手當の準則の差異に基いて、船員中一部のものゝ給料手當が他の大部分の者に比して劣つてゐるものゝあるとき、その一部のものゝ給與を他の者と同程度まで引上げんとする場合。

(ハ) 本令施行前初任給の標準を引上げた結果現在船員に對する給料手當と著しく權衡を失すため引上を必要とするに至つた場合、但し右初任給の標準の引上が妥當にして已むを得ずと認められるときにかぎる。

右の如き場合にはその増給の程度及他の種類の給與との關係を考究して許可される筈である。(施行方針)

第二の場合は給與を増額する場合の基準である給料手當の準則自體を變更して是を行ふ方法であつて、(給與令第八條)今後永續的にその基準を變へんとする場合が是である。

給與令は唯單に「會社が給料手當の準則を變更せんとするときは主務大臣の許可を受くべき」(給與令第八條)旨を規定してゐるに止まるが、大體に於いて許可の原則は左の標準によるのである。(施行方針)

一、手當を基本給料に組入れるが如く、給料手當の總額には影響を及ぼさぬ場合は許可される。

但しこの場合に於いては賞與金などの計算の基礎としての基本給料の計算について必要な條件を附されることがある。

二、天災地變に基づく特別の勤務に對し、特別の給料手當を支給せんとする場合は妥當と認められる限度で許可される。

三、所在地域に於いてその營業規模、營業成績が類似する他の汽船會社の一般的水準に比して特に著しく給料手當の劣つてゐる會社がその事實經營上の必要より之を一般的水準まで改善する場合には許可される。

四、退職金又は恩給(職務の代償として支給するものでないものは除外)の制度の新設又はその支給額の増加は妥當と認められる限り許可される。

五、給與條件を悪化せんとする準則の變更は特に會社の經營上止むを得ざる事情にあらざれば許可

せね方針である。

之等の場合に於いては所轄遞信局長に對して許可の申請をするのであるが、第一の場合には乗組船舶毎に左の事項を具陳した申請書正副二通を提出しなければならない。(規則第六條)

一、船舶所有者(船舶借入人を含む)の氏名又は名稱及その住所又は主たる事務所々在地

二、會社に在つては資本金額及拂込資本金額

三、船舶の種類、名稱及總噸數並機關の種類及公稱馬力

四、航行區域及就航々路(漁船に在りては從來制限及漁業の種類)

五、乗組船員の職務別員數

六、増額せらるべき船員の職務別員數

七、給與又は賃金の種類及額若は率に付現に支給するものと増額せんとするものとの職務別對照

八、支給期

九、増額を必要とする事由

一〇、其他参考となるべき事項

又第二の場合には左の事項を具し申請書正副二通を所轄遞信局長宛に提出するのである(規則第十三條)

一、船舶所有者の氏名又は名稱及其の住所又は主たる事務所々在地

二、資本金額及拂込資本金額

三、變更せんとする部分の新舊對照

四、變更せんとする事由

第一の場合に於いても第二の場合に於いても申請をする船舶所有者が近海區域以上の區域を航行する船舶を所有する場合には、この申請は所轄遞信局長を經て遞信大臣宛に爲すことを要する。

普通船員の場合

普通船員の場合に於いても高級船員の場合と同様賃金の一齊増額は二つの方法によつて行はれる、第一に賃金令は普通船員について、その全部又は一部に對して賃金を引上げる目的で九月十八日に於ける基本給及賃金基準を變更することが出來ない旨を規定してゐるが、その例外をも認め(賃金令第四條第三項第九條第三項)て、一齊増額をなし得る伸縮性を持たせてゐる。

即ち規則第五條に列舉する左の場合

(イ) 戰争又は事變により危險なる航海に從事するに至つたとき、すなはち歐洲動亂のため危險特に増大せる交戰區域を航行する船員に對して特別手當を支給するが如き場合が之である。

(ロ) 航海の状況又は乗組員数の減少によつて著しく労働が過重となつたとき、即ちオーバーワークに對する例外的な支給の場合である。

(ハ) 漁況に因り漁獲高に著しい變動を生じたとき。

(ニ) 其他已むことを得ざる事由あるとき

が是である。(規則第五條)

この止むを得ざる事由あるときはその個々の場合について之を識別するの外はないが、左の場合及標準によつて許可せられるものと思はれる。(施行方針)

(イ) 九月十八日の賃金が、同一地方の海運業に從事する船員の賃金水準に比し特に著しく低廉なるため、勞務の需給圓滑を缺き、事業の經營に重大なる支障を生ずることが明かなる場合は許可すること。

(ロ) 九月十八日後の事情の變更により、指定期日の賃金が著しく低廉に失するに至り、労働の需給圓滑を缺き、事業の經營に重大なる支障を生ずることが明かなる場合は許可すること。

(ハ) 賃金が季節により著しき差違ある事業において、九月十八日の賃金をもつてこれを抑制することが明かに不合理なる場合は許可すること。

(ニ) 九月十八日後に賃金の引上げをなすべきことを、九月十八日前において決定し、かつ發表したる場合は許可すること

(ホ) 九月十八日後に同一企業又は同一船舶における一部の船員の賃金が、著しく低きに失するに至り事業經營上支障を生じたる場合は許可すること。

第二の場合は九月十八日に於ける基本給及賃金基準又は昇給内規そのものを變更し、是に基いて船員に對し一切増給を行はんとする方法である。

如何なる限度でこの變更が許可されるかについては、第一の場合が臨時的増給であるに反し、第二の場合は恒久的に増給の基準を決定せんとするもので大體右の場合に準するものと見て差支へはない而してこの第一の場合に於ける許可の申請は高級船員の場合の第一の手續と全く同様であり(規則第六條)又第二の場合に於ける申請は高級船員の場合の第二の手續と全く同様である(規則第十三條)

船員個々の増給

給與令でも賃金令でも船員個々の増給については、定期昇給は勿論之を認めるのみでなく、むしろ懲懲してゐる處だが、その他給料手當の準則によらず、又基本給又は賃金基準を變更して増給せんとする場合でも、所轄遞信局長の許可をさへ經れば何時でも出來ることとなつてゐる。但しそれには遞

信局長の承認し得る事由がなくてはならない。

高級船員の場合でいふと、特に拔擢を必要とする職員に對する特別の増給若くは新たなる支給、又は勤務地域若くは職務の種類による特別の増給、若くは新たなる支給はその事情及程度を考慮して妥當と認められるときは許可される譯である。(施行方針)

普通船員についても同様のことが言ひうるのであつて大體左の標準によつて許可されるのである。

(施行方針)

(イ) 九月十八日以前に昇給せしめたると同様の條件および程度により昇給せしめんとする場合は許可すること

(ロ) 九月十八日後初めて昇給を行ふ場合については、同一地方の船員の昇給の實情より見て妥當なる限度の昇給は許可すること

(ハ) 召集解除、または除隊等の場合において、他の船員に比し、昇給の遅れたるを回復せしめるため昇給せしめる時は許可すること

九月十八日以後十月二十日以前に船員の個々について九月十八日に於けるその基本給又は賃金基準を變更して増給したときも亦同様所轄遞信局長の許可を受けなければならぬ。

然し之等の昇給が豫め届出た昇給内規によるものであるならば、何等許可は必要としない。又船員相互間又は遞信大臣の指定する組合又は團體で、船員の基本給、賃金基準又は昇給内規の定めをなして、遞信大臣の許可をうけた場合、若くは規則第二十二條によつて遞信大臣又は遞信局長が船員の基本給、賃金基準又は昇給内規の定めを爲した場合には、船員個々の増給については特別の許可を申請する必要はないのである。(賃金令第十二條)

前述した許可の申請は船員毎に左の事項を具して管海官廳に爲すのである。(規則第八條)

- 一、船舶所有者の氏名又は名稱、及其の住所又は主たる事務所々在地
- 二、會社に在りては資本金額及拂込資本金額
- 三、乗組船舶の種類、名稱及噸數並に機關の種類及公稱馬力
- 四、航行區域及就航々路
- 五、船員の氏名及年齢
- 六、履歴及海拔免狀其他の資格證明書の種類
- 七、職務及雇入期間
- 八、給與又は賃金の種類及額若くは率に付現に支給するものと増額せんとするものとの對照

九、給與又は賃金に付現に支給するものを受くるに至りたる期間及増額せんとするものとの支給期

一〇、増給するを必要とする事由

一一、其の他参考となるべき事項

此場合もし當該船舶所有者の所有船舶の合計噸數が五十噸未満で且その船舶（漁船に在つては總噸數五噸以上の船舶）が五隻未満である場合には許可を受ける必要はない。（規則第二十四條）

六 賞與に對する制限

本令は高級船員に對する給料手當を抑へると共に、普通船員の賃金をも抑へてゐるが、同時に船員に對して支給せらるゝ賞與をもその對象としてゐるのである。賞與とは一體何を謂ふのかといふと、給與令では「給料手當以外の定期に支給する給與」（給與令第九條第一項）と定義してゐるが、是は通俗的にいふ賞與と大體一致した觀念である。賃金令に於ける賃金基準に含まれない賞與が是に該當するのであるが、規則はこの賞與とは「三月を超ゆる期間毎に支給する賞與」であることを明にしてゐる。（規則第四條）

抑へらるべきこの賞與の基準は如何なる程度であるかといふと、それは大體九月十八日以前一年以内に支給された賞與率に基いて決定される賞與の總額であることを原則としてゐる。（給與令第九條第二

項第二號、賃金令第十八條第一項）賞與率とは一體何を謂ふのか。この點について 紿與令第九條第二項第二號及規則第十六條第一項は次の如く規定してゐる。

「賞與の合計金額を當該賞與期間に於いて支給する船員の基本給料又は基本給の合計金額の月平均額を以て除したる割合」

此處に出て來る賞與期間とは「前回の賞與の支給期の屬する月より賞與の支給期の屬する月の前月に至る期間」と規定されてゐる（規則第十六條第一項）即ち年二回六月及十二月に賞與が支給される會社では前回の賞與が六月に支給されたならば、その前月たる五月より十一月の前月たる十一月に至る期間が之に該當する譯である。

従つて十二月に支給せらるゝ賞與の率とは五月より十一月に至る六ヶ月間に於いて支給せらるゝ基本給料又は基本給の合計金額の月平均額で賞與の總額を除した數をいふのである。

船舶所有者の報告義務

其處で賞與の基準が先づ明確にされなければならぬこととなる譯であるから、給與令では第十條で本令施行前一年（昭和十三年十月十九日）以降に於いて支給した賞與に關して、その支給の時期及種類並に各支給期に於ける賞與の合計金額、船員數及賞與率についての報告書を所轄遞信局長宛に提

出せしめるることを規定してゐる。

普通船員に關しても同様である。(規則第十七條第二項)

この報告書は第二號書式により正副二通作成して本令施行後一ヶ月以内に提出することとなつてゐる(規則第十七條第一項)が、當該船舶所有者の所有船舶の合計が五十噸未満であつて然もその船舶(漁船に在つては總噸數五噸以上のもの)が五隻未満のときはこの報告はしなくともよい(規則第二十四條)

許可を要せぬ賞與支給の限度

船員に支給せられる賞與は、本令施行前一年以内に支給した賞與の率を以て抑へるといふことは前述の通りであるから、第一にその率の以下であれば格別の許可は必要としないのである。

従つて前年に比して船員數が増加してをれば、率に變りがなくとも總額は増加するし、人員に於いて變化がなくとも、昇給等によつて基本給料又は基本給が増額してゐれば、前年と同率であつても總額は増加する譯である。

更に前年に於いて支給された賞與の率とは、賞與を支給された高級船員又は普通船員の各全部に支給された賞與の各平均率をいふのであつて、各個の船員に對する率をいふのではないことは注意を要する。それ故例へば前年の賞與率が四〇%であつたといふことは、甲の船員には六〇%を支給し、乙の船

員には一五%を支給することもあり得る譯であるがその場合四〇%の總平均率を基準とするのである。この前年と同率であるからといつても必ずしも許可を要せぬものではなく、許可を要せぬ場合は前年同期に於ける賞與率と全く同率の賞與を支給する場合にかぎられてゐるのである。但しこのときでも、前例の場合、總額の賞與率が四〇%であるかぎりは、甲を五〇%に減じ、乙を三〇%に増加しても、監督官廳としては個々の船員に對する賞與率を云々するものではなく、此點は全く船舶所有者に一任されてゐるのである。

然しながら前年一ヶ年を通じてのして率が同一であつても、同期の賞與率が増加してゐる場合は、一應の許可申請を要するのであつて、例へば前年の賞與率が四〇%であつた場合、前年には賞與の支給期が一回であつたものを二回にするならば、たとへその二回分の合計率が四〇%以内であつても「前年に支給せざりし時期に支給するもの」として許可の申請を必要とする。又前年一期に支給した賞與率が、上期に於いては三五%であり、下期に於いては四五%で、一年を通じて四〇%であつた場合前年上期に相當する時期に四〇%を支給せんとするときは、前年下期に相當する時期に四〇%を支給することに内定してゐても、賞與の増額支給として許可を申請しなければならない。之等の場合については次項に於いて説明することとする。許可を要せぬ第二の場合は支給せんとす

る賞與の合計金額が、ある一定の限度以内である場合である。(給與令第九條第一項、賃金令第十八條第一

一定の限度とは如何なる程度をいふかといふと、是には二つの場合がある。

その(一)は前年支給しなかつた時期に賞與を支給する場合であつて、この場合は、高級船員に在つては「支給せんとする賞與の支給期の属する月の前月から、給與令施行後最初の賞與支給の場合に於いては六ヶ月を遡つた期間、二回目以後の場合には同じく前月から六ヶ月を遡つた期間内に支給した船員の基本給料の合計金額の月平均額を三倍した額を、一年間に於ける賞與支給回数を以て除して得たる金額」(規則第十四條第二項)をいふのである。

例へば本令施行一年以前に既に營業を開始してゐた船舶所有者が、その一年間に無賞與であつたにも拘はらず、本年十二月に賞與を支給する場合は、その前月たる十一月から六月を遡つた期間即ち六月より十一月に至る六ヶ月間に支給した基本給料の合計金額の月平均額を三倍した額、即ち基本給料三ヶ月分を一年間の賞與回数、それが「一回であれば二で割つた數、即ち基本給料の一ヶ月半分の額である

又本年十二月一日に設立された汽船會社が、明年三月と九月に賞與を支給する準則を定めた場合は、三月に支給される賞與の額は、九月より二月に至る六ヶ月間に支給した船員基本給料の合計金額即ち實際には十二月より二月に至る三ヶ月分の六分の一、即ち半月分を三倍した額を支給回数たる二

で除した額、即ち一月分の基本給料の七割五分であり、九月に支給される賞與に於いては基本給料の一月半分である。

又普通船員の場合に於いては「支給せんとする賞與の額が、當該賞與の支給期の属する月の前月に至る六月の期間に於いて支給する基本給の合計金額(基本給の定めのない船員にあつては現物給與、本項に於いて述べるが如き賞與以外の賞與及臨時給與を除いた賃金總額をいふ)の月平均額を二倍した額を、一年間に於ける賞與支給回数で除して得たる額」(規則第十四條第三項)が之である。

この場合の計算方法は高級船員の場合について述べた所と全く同様であるから省略するが、大體に於いて一年を通じて基本給の一ヶ月分である。

但し重ねて留意を要する點は、三ヶ月分といひ二ヶ月分といつても、それは高級船員又は普通船員の各全員に支給された賞與の率であつて、個々の船員に對する現實の支給額ではないことである。

その(二)は前年同期の支給率以上に支給する場合にも、その賞與の合計金額が特定の限度以下の賞與期間即ち賞與を支給せんとする月の前月から、最近に賞與を支給した月まで遡つた期間に於いて支給した基本給料の合計金額の月平均を三倍した額を、一年間に於ける賞與支給回数を以て除して

得たる金額(規則第十五條第二項)としてをり、又普通船員については「當該賞與の賞與期間に於いて支給する基本給の合計金額の月平均額を二倍したる額を、一年に於ける賞與支給回數を以て除して得たる金額」(規則第十五條第三項)としてゐる。

その表現こそ甚だ複雑ではあるが、一年を通じて高級船員全員に對しては基本給料の三月分に相當する金額、又普通船員全員に對しては基本給の二月分に相當する金額と見て差支へはない。

許可を必要とする場合

許可を必要とする場合は大體次の二つの場合に區分される。

第一は本令施行前一年以内に全然賞與を支給しなかつた時期に新に賞與を支給せんとする場合、第二は前年同期の賞與率以上に賞與を支給せんとする場合が是である。

以下各個の場合について説明を加へることにする。

第一の場合、

この場合は次の四個に分類して考へることが便宜である。

一、本令施行前一年以内に於いては年一回賞與を支給してゐた船舶所有者が、年二回に支給するが如き賞與支給の回數を増加する場合

二、本令施行前よりある船舶所有者で、本令施行前一年以内に於いては一回も賞與を支給なかつたものが、新に賞與を支給する場合

三、本令施行後營業を開始した船舶所有者が賞與を支給する場合

四、前年六月、十二月の二回に支給した船舶所有者が、三月、九月に支給するが如く、支給期を變更する場合

以上何れの場合でも一定の許可を受けなければならぬが、(一)(二)(三)の場合に於いては、前項でのべた如く、その賞與の額が高級船員に對しては一年を通じて基本給料の三月分以内、又普通船員に對しては一年を通じて基本給の二月分以内であれば許可は要しないのである。

許可せられる場合の標準は如何かといふと(施行方針)高級船員については

一、本令施行前一年以内に二回以上(賞與を一年一回支給する定めの會社に在つては一回以上)賞與を支給した船舶所有者に在つては

(イ) 將來に亘つてその支給期を變更する場合

(ロ) 前年の賞與率によつて支給される賞與を分割して支給する場合

は許可され、其他の場合は許可されない

二、其他の船舶所有者については、その経理状況に顧み、その企業の他の時期に於ける賞與支給の

状況、又は所在地域に於いて營業規模及成績の類似する他の船舶所有者の通例の状況と比較し

て妥當と認められる限度に於いて許可される。

又その會社が合併によつて設立された會社であるときは、合併前の各會社の賞與支給の實績を基礎として、その賞與率に準じて算出した金額も考慮される筈である。

又普通船員については、前年二回以上にわかつて支給したると同程度の賞與をその支給回數を減じて支給せんとする場合は許可する筈である。

この許可を申請するには左の事項を具し申請書を作成して賞與を支給せんとする日の十五日前に所轄遞信局長に提出するのである。(規則第十四條第一項)

一、船舶所有者の氏名又は名稱及其住所又は主たる事務所々在地

二、會社に在りては資本金額及拂込資本金額

三、支給を受くべき職務別船員數

四、支給せんとする賞與の種類、額及率

五、支給期

六、支給するを必要とする事由

七、其他参考となるべき事項

此場合に在つても所有船舶合計噸數が五十噸未滿で且、その船舶(漁船に在つては總噸數五噸以上)が五隻以内の船舶所有者は許可申請は要せぬことになつてゐる。(規則第二十四條)

第二の場合

第二の場合は前年同期に於ける賞與率以上に賞與を支給せんとする場合であつて、是亦所轄遞信局長の許可なくしては支給することが出来ない。

即ち前年度の賞與率とは、その支給期に支給した賞與の合計金額を、その賞與期間に於いて支給した基本給料又は基本給の月平均額で除して得たる割合であることは、前述の如くであるが、例へば前年上期に於いて賞與率が三〇%であり、下期に於いて四〇%であつた場合には一年を通じて三五%の賞與率となるから、是に該當すべき期の一に五〇%の賞與を支給することは、他の期に於いて二〇%の賞與を豫約するかぎり特別の許可是必要としない筈であるが、

もし前年三〇%の支給をした期に相當する期に、五〇%を支給せんとする場合は監督官廳としては之を放置して置くことは出來ない譯であるから此場合は左の如き許可の申請を手續として一應爲さ

なければならない。但しその場合は「其他参考となるべき事項」の欄中に一年を通じて賞與率を増加せざる旨を明記して置くことが必要である。然し實際問題としては、前年下期の支給率を標準として本年上期の率を決定する場合が多いので、大體前年下期の賞與率が不當でないかぎり、是を超える限度で許可される筈である。(施行方針)

又事業年度を長くした等の事由によつて、前年より賞與支給回數を減じた船舶所有者が前年一回以上に分つて支給したと同程度の賞與を、一回に支給する場合も同様である。

右にのべた如く、前年同期の賞與率以上に賞與を支給せんとする場合、而してその額が前項でのべた一定の限度をこえるときには、左の事項を具し、賞與を支給せんとする日の十五日前迄に所轄遞信局長宛許可申請書を提出しなければならない。(規則第十五條第一項)

- 一、船舶所有者の氏名、又は名稱及その住所又は主たる事務所々在地
- 二、會社に在りては資本金額及拂込資本金額
- 三、支給を受くべき職務別船員數

四、賞與の種類、額及率に付、前年同期に於いて支給したものと、支給せんとするものとの對照

五、支給期

六、增加するを必要とする事由

七、其他参考となるべき事項

但當該船舶所有者の所有船舶合計が五十噸未満であり且その船舶が五隻以下であれば許可を要しないことは前項の場合と同様である(規則第二十四條)

この場合に於いて許可せられる標準は大體左の如くである(施行方針)

高級船員關係では、

- 一、營業成績が不良であつた等の事情によつて、前年の相當時期に於ける賞與が少な過ぎたと認められる場合、その會社の通例の賞與と認められる限度まで增加支給せんとするとき
- 二、所在地域に於ける營業規模及成績が類似せる他の汽船會社の一般的水準に比し、特に著しく劣つてゐる會社が、その事業經營の必要上一般的水準まで之を改善するために増額せんとするとき
- 三、會社の収益の増加した場合に、之を社員に分配するため、給與金の貯蓄に關して適切なる方法を講じて(例へば國債を以て金錢支給に代へ、之を一定期間社内に保留するか、又は据置愛國貯金とする等)賞與を增加支給せんとする場合は、會社の銷却、積立その他經理狀況並びに利益配等との權衡に顧み、その金額が妥當と認められるとき
- 四、高級船員の勤勞を強化した場合、之に對する報償として賞與を增加支給せんとする場合は、勤勞

強化の程度及増加支給の額などを考慮し、妥當と認められるとき

又普通船員關係では

- (イ) 賞與以外の賃金の状況を考慮したる上、同一地方の船員賞與の水準を超えるとき
- (ロ) 高級船員の賞與が増加せる場合において、これとの權衡上妥當なりと認めらるゝ時
- (ハ) 勞働繁劇を加へたる場合において、賞與以外の賃金がこれに相應して増加せざる船員につき
 賞與を増加支給せんとする時は相當なる限度において
 であつて右の場合は右體許可されるのである。(施行方針)

七 臨時給與に対する制限

本令は給料、賃金、手當及賞與のみならず、臨時の給與をもその統制の對象としてゐる。然しながらそれは船員の個々に對する臨時給與でないことは、給與令、賃金令共に高級船員又は普通船員の全部又は大部分に對する臨時給與であることを規定してゐることで明かである。

此の如き臨時給與とは一體何であるか。

是を原則的にいへば「船員の全部又は大部分に對し時期を同じふして支給するもの」(給與令第十一條第一項、賃金令第十八條第三項)であるが、是に該當する給與でも、給料手當の準則又は賃金基準によつて支給されるものは除外されてゐる。

本令制限の對象となる臨時給與を、會社職員給與並賃金臨時措置調査委員會の決定した施行方針について見るに、左の如き臨時的給與が是に含まれてゐるのである。

第一は同一の地域の他の數個の汽船會社に比して、その營業の規模及營業成績が類似してゐるにも拘はらず、給料手當又は賞與が著しく低率である場合、この不足を補ふために支給する臨時給與。

第二は天災地變によつて船員が特別の勤務をなすことがある、この場合船員の特別の勞苦に對して支給する臨時的給與。

第三は會社の創立何周年記念といふ様な事由に基づく臨時給與。

其他右の中に包含されぬ臨時給與も其場合々々によつて相當多いことゝ思はれる。

許可を要せぬ限度

臨時給與を本令の對象とするといつても、一年を通じて極めて少額のものまでを律することはその煩瑣さは徒らに事務の忙殺を招くのみで、實効を期することは出來ない。

其處で一年を通じて或一定の率以下の臨時給與は特別の許可手續を要せぬこととしたのである。

即ち船員に對しては「一年を通じての合計金額が臨時の給與の支給期の屬する月の前月に於て支給する基本給料又は基本給の合計金額の三分の一以内」であるときは許可を申請する必要はない。即ち高級船員及普通船員共に本給の十日分以内であれば臨時給與支給の理由が如何様であつても差支ないのである。(給與令第十一條第一項但書、賃金令第十八條第三項、規則第十八條第二項第三項)

こゝに注意を要することは許可を申請する必要はないといつても是を放置することは許されないのであつて給與令は第十一條第二項によつて、又賃金令は第二十條によつてかかる臨時給與を支給した場合には、支給した日から十五日以内に所轄遞信局長に報告書を提出しなければならないこととしてある。(規則第十九條) この場合この船舶所有者の所有船舶の合計數が五十噸未満であり、且その隻數が五隻以内であれば何等の報告も必要はない。(規則第二十四條)

許可を要する場合

船員に對し本給一ヶ月分の三分一以上の額を支給せんとする場合は、許可なくして是を爲すことは出来ない。(給與令第十一條第一項、賃金令第十八條第三項)

其處で許可の標準如何といふ問題が當然起つて來るのであるが、委員會で決定した施行方針による

と許可の原則は「臨時給與の制限」項中にかゝげた三つの場合に於いて

第一の場合は、その支給によつて經營の健實が阻害されず、又、所在地域に於ける營業規模、營業成績が類似してゐる他の船舶所有者の内容の一般水準から見て、不穩當でないと認められる場合には妥當な限度で許可せられる。

第二の場合には、妥當と認められる限度で許可せられる。

第三の場合には、その事由が適當であり、且その期の營業収益又は特にその目的のために積立てられた積立金の中から支出し、經營の健實を阻害せず、又給與金の貯蓄方法に關して適切なる方法を講ずる場合に限つて、妥當なる限度で許可されることがある。

とされてゐる。

特に第三の場合に於いては最近三井鑛山株式會社に於いて支給することを許可された月給六十五割の臨時給與は多くの示唆を與へるものと思はれるので左にその概要を紹介しよう。

三井鑛山株式會社では創立五十周年に當るので記念給與を社員四千五百名に對して三百萬圓、重役十五名に對して卅二萬圓支給することを内定したが、是は素より本令による許可の申請を必要とする事項であるためその手續に出た。是は社員一人當り大體八百圓、平均本給月額の六ヶ月半分に相當し

最高は十五ヶ月分にも達するものがあつて、本令の制限を遙に突破してゐるのである。然しその支給の理由は、既に二十年前同社が三十周年記念祭を挙行したときから、この五十周年記念給與を豫約してゐたといふ點も附加されてゐた。是に對し十一月四日開催された職員給與委員會では左の條件付でこの六十五割の臨時給與差支へなしとの許可を與へたことは注意に値する處であらう。

一、この總額三百三十二萬圓は悉く公債を以て當てること

二、株主への記念配當は不可

三、從來の慣習であつた三井同族への配當も不可

四、賞與を以て購入した公債は一年間同社に於いて保留し直ちに供與しないこと

(以上中外商業新報一一、六號による)

右に擧げたる如き各種の場合には左の事項を具し臨時の給與を支給せんとする日の十五日前に所轄遞信局長に許可の申請書を提出しなければならない。(規則第十八條)

一、船舶所有者の氏名、又は名稱及其の住所又は主たる事務所々在地

二、會社に在りては資本金額及拂込金額

三、職務別船員數

四、支給を受くべき職務別船員數

五、臨時の給與の種類、額及率

六、支給期

七、支給するを必要とする事由

八、其他参考となるべき事項

但し當該船舶所有者の所有船舶の合計噸數が五十噸未満であり、且その隻數が五隻以内であるときはこの許可の手續は不要である。(規則第二十四條)

八 紙料手當及賃金の協定と海事協同會

前述せる各場合を通じて、臨時措置令が海運界に於いて紙料手當及賃金を一般的水準に整理することを目標としてゐることは明白である、この點は船員の特殊性を特に重要視してゐる結果であつて一般労務者に對するそれと甚だしい相異がある。

特に給與令では「會社相互間に於いて船員の紙料手當の定めをなし、遞信大臣の許可を受けたると

きは、その定めを以てその會社の九月十八日に於ける船員に關する給料手當の準則と看做す」（給與令第十二條）こととしてをり、又賃金令に於ても「船舶所有者間に於いて又は遞信大臣の指定する組合又は團體に於いて、船員の基本給、賃金基準又は昇給内規の定をなし、遞信大臣又は所轄遞信局長の許可を受けたるときは、その船舶所有者又はその組合員若は團體員たる船舶所有者の爲す雇傭に於いてはその定によるべき」（賃金令第十五條）旨を規定してゐる。

政府は當初價格其他に關して臨時的措置を講じた際、その方針を聲明して「業者の團體の活動を促して協定價格協定賃金等の認可制を成るべく廣く活用する」ことを特に強調してゐるが、海運界に於ける業者の協定とは何を意味するのであるか、運賃傭船料等については海運統制委員會がこの協定機關であることはいふまでもないが、こと、給料手當、其他に關するかぎり、海事協同會委員會の決定が即ち業者の協定であることは海運關係者の等しく肯定する處である。

今後に於いてもこの運用は何等變化する處はないのであつて、海事協同會の機構の一段の強化と相俟つて、その委員會の給料賃金協定に關する任務は層一層重要性を加へるのである。

殊に從來は、海事協同會に加盟の關係を有してゐない船舶所有者に在つては、海事協同會委員會の決定をその船員に對して實施するか否やは機構上自由であつたが、今後はかかる協定に參加しない會

社又は船舶所有者に對しても、遞信大臣又は遞信局長がその適用を及ぼすことを必要ありと認めたとき、又は同様の船舶に乘組み同様の勞務に從事する者の間に於いて賃金に著しく差異のある場合遞信大臣又は遞信局長が、船員給料委員會に諮詢した上で、右の協定を適用せしめることが出來ることとなつてゐる。（給與令第十三條、賃金令第十六條第一項、規則第二二條）

それだけに海事協同會委員會の決定はある意味に於いて法律に準ずる強制力を附加されるのであるこれ等の協定が出來た場合、又はこの協定を加盟船主以外の船舶所有者に及ぼした場合には、前述した九月十八日に於ける給料手當の準則、基本給、賃金基準、昇給内規、之等の定のなかつた場合の許可、之等の定の變更の許可があつたものと見なされ、特別の手續をとる必要はないのである。（給與令第十四條、賃金令第十七條）

茲にその命令を爲しうるものを遞信大臣又は遞信局長としたのは、協定に參加したもの、又は新に適用を命ぜられたるものが二つ以上の遞信局の管轄區域に亘つてゐるとき、又は船舶所有者が近海區域以上の區域を航行する船舶の所有者であるときは遞信大臣とし、其他の場合には遞信局長であることを意味する（規則第二十二條第二項）

前述した如く業者の協定が出來た場合は、その定をなした日から十五日以内に定をなしたものゝ代

表者の名を以て正副二通の許可申請書を所轄遞信局長宛に提出しなければならない。その場合申請書に具すべき事項は左の如くである。(規則第二十條)

一、定をなしたる船舶所有者の氏名又は名稱及其の住所又は主たる事務所々在地

二、定の内容

三、其他参考となるべき事項

この場合協定に参加したものが二つ以上の遞信局の管轄區域に亘るとき、又は近海區域以上の區域を航行する船舶の所有者であるときは申請は所轄遞信局長を經由して遞信大臣に之を爲すのである。然しながら前述の如き協定が成立した場合、又は遞信大臣若は遞信局長の命令によつて是が他の未加盟者にも適用せられることとなつた場合でも、規則第五條に定めるが如き「戰争又は事變により危険なる航海に從事するに至つたとき」等に於いては、増給をなしうることは勿論であつて、其場合は既に述べたる手續によつて許可を必要とするのである。(規則第二十三條)

九 脱法の防止

給與令及賃金令は夫々職務の對償となるべき給與及賃金を制限してゐるのであつて、實際的にこの

制限を免れる目的でなされるかぎり、如何なる名目の給與及賃金も支給されることを禁じてゐる。

(給與令第十五條、賃金令第十九條)

一例をあければ、同一系統の會社相互間で(甲)の會社より贈與の形式で(乙)の會社の船員に對して金一封を交付するとか、又は實際には許可を受けなければならない臨時の給與を少人數づゝ數回に分つて支給するが如き場合は、脱法行爲の顯著なる現れである。

然しながら今日傭船の際慣習として支給されてゐるチャーター・ボーナスの如きは、職務又は勞務の對償として支給せられるものでないと共に、本令の制限を免れる目的で支給されるものでもないから脱法行爲とは認められない。

一〇 報告の徵取と臨檢検査

給與令及賃金令は前述した如く給與及賃金について各種の制限を設けてゐるが、この制限を確保せしめるために、遞信大臣又は遞信局長は各種の報告を徵することになつてゐる。が同時にこの報告が正しいか否かについて、又は其他の脱法行爲が存するか否かについて、官吏を船舶其他に派遣して臨檢せ

しめ、又は業務の状況若は帳簿書類其他の物件を検査せしめ得るのである。（給與令第十六條、賃金令第二十條）而してこの場合に官吏はその身分を示す證票を携帶することになつてゐる。（規則第二十五條）

一一 責 則

以上のべた各種の給與及賃金の制限に對する違反行爲には夫々嚴罰が課されてゐる。

第一は給與令關係の違反行爲に對する罰則であるが、是は國家總動員法第三十四條によつて一年以下の懲役又は三千圓以下の罰金とされてゐる。

第二は賃金令關係の違反に對する罰則で、國家總動員法第三十六條は是に對し一年以下の懲役又は一千圓以下の罰金を規定してゐる。

以上兩者共情狀によつては懲役と罰金とを併科せられることがあるが、之は船員側に共犯的關係がないかぎり、給與及賃金の支給者たる船舶所有者だけに課せられるのである。

第三は給與令及賃金令による各種の報告義務に違反して、或は報告を怠り、或は虚偽の報告をした場合には、國家總動員法第三十八條で千圓以下の罰金を課せられる。

第四に當該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられる。

一一一 船員給料委員會

前述した如く遞信大臣又は遞信局長の許可を経て實施する事項は相當に多いが、是を大臣又は局長が直裁することはその誤なきを期し難い、茲に於いて遞信大臣又は遞信局長の諮問に應じ、又は直接建議する機關が必要となつて來るのである。船員給料委員會が是である。

尤も給與令については大蔵大臣の監督に屬する職員給與臨時措置調査委員會が設けられ、給與令の施行に關する重要事項について關係各大臣の諮問に應じ、又賃金令については厚生大臣の監督に屬する賃金臨時措置調査委員會が設けられて、賃金令の施行に關する重要事項について厚生大臣及遞信大臣の諮問に應じ、夫々調査審議する機關となつてゐる。而してその委員は關係各廳の高等官の中から任命されており、管船局長は兩委員會の委員であるが、船員については一般陸上の社員又は労務者と其の事情を異にするものがあるので、別に船員給料委員會が設けられるのである。

委員會の官制は未だ公布の運びに至つてゐないが、各種報導機關の報導によれば大體左記の如くであつて、中央に遞信大臣を會長とする中央船員給料委員會を置き、地方に遞信局管轄區域毎に當該遞信局長を會長とする地方船員給料委員會が設けられる。

その權能は給與令に關しては遞信大臣又は遞信局長が業者の協定給料手當を協定外會社にも適用する旨の定めを爲す場合、又賃金令に關しては船員の基本給、賃金基準、又は昇給内規に關する業者の協定を未加盟船舶所有者に適用する旨の定めをなす場合、その諸間に應じてそれ等の事項を調査審議すること、其他の船員給料に關する重要事項を遞信大臣又は遞信局長の諸間に應じて調査審議すること、及びそれ等の重要事項について遞信大臣又は遞信局長に建議することゝされてゐる。

特に吾等の重要視すべき點は本委員會の委員として關係各廳の高等官の外「學識經驗ある者」を任命することゝし船舶所有者側並船員側より各同數の委員を任命する點である。

この點は海事協同會の委員會を中央船員給料委員會の官制中に取入れるものとも言ひ得るのである。

船員給料委員會官制(案)

第一條 船員給料委員會は中央船員給料委員會及地方船員給料委員會とす

中央船員給料委員會は遞信大臣、地方船員給料委員會は遞信局長（海事に關する管轄權を有する遞信局長以下同じ）の監督に關す。

中央船員給料委員會は遞信大臣、地方船員給料委員會は遞信局長の諸間に應じて會社職員給與臨時措置令第十三條及賃金臨時措置令第十六條の事項を調査審議す。

委員會は前項に規定する事項の外遞信大臣又は遞信局長の諸間に應じて船員の給料に關する重要な事項を調査審議す

委員會は船員の給料に關する重要な事項に付遞信大臣又は遞信局長に建議することを得

第二條 中央船員給料委員會は遞信省に之を置く

地方船員給料委員會は海事に關する遞信局管轄區域毎に之を置き遞信局所在地の名を冠す

第三條 委員會は會長及委員を以て之を組織す

第四條 中央船員給料委員會の會長は遞信大臣、地方船員給料委員會の會長は遞信局長を以て之に充

つ

第五條 中央船員給料委員會の委員は二十五人以内とし地方船員給料委員會の委員は二十人以内とす

第六條 委員は關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より中央船員給料委員會に在りては遞信大臣之を命ず

第七條 會長は會務を總理す

會長事故あるときは中央船員給料委員會に在りては遞信大臣の指名する委員、地方船員給料委員會に在りては遞信局長の指名する委員其の職務を代理す

第八條 委員會に幹事を置く

幹事は中央船員給料委員會に在りては遞信大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ地方船員給料委員會に在りては遞信大臣之を命ず

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す

第九條 委員會に書記を置く

書記は中央船員給料委員會に在りては遞信大臣、前方船員給料委員會に在りては遞信局長之を命ず

書記は上司の指揮を承け庶務に從事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

本規則により提出すべき

各種報告書及申請書の書式

- 以上述べた處により、船員給料臨時措置規則によつて船舶所有者が遞信大臣又は遞信局長に對して報告又は許可申請の手續を必要とする各個の場合が明かにされたことゝ信するが、是を整理すれば船舶所有者のなす報告書又承認若は許可の申請書は左の如くである。
- 一、九月十八日現在の給料手當の準則又は船員雇入の際の基本給内規、賃金準則若は昇給内規の報告書
 - 二、準則について内規又は慣習として成立せることの證明が出來ない場合の承認申請書
 - 三、準則、賃金基準若は昇給内規のない會社又は新設會社の準則の許可申請書
 - 四、準則、賃金基準又は昇給内規を變更した場合の許可申請書
 - 五、準則、賃金基準又は昇給内規によらない給料手當の一齊増給又は支給の許可申請書
 - 六、九月十八日以後雇入たる船員の雇入の際の基本給報告書
 - 七、個々の船員に増給する際の許可申請書
 - 八、本令施行前一年以内に於ける賞與支給實績報告書
 - 九、前年支給せざりし時期に於ける賞與支給の許可申請書
 - 一〇、前年に於ける相當時期を基準として定まる金額を超ゆる賞與支給の許可申請書
 - 一一、臨時給與の報告書

一一、臨時給與の許可申請書

二

以上の書類についてその書式の決定せられてゐるものは報告書に關するもののみであつて、其他の申請書は適宜の書式で差支はないのであるが、便宜上左に全部に亘つて様式例を掲げて参考に供する次第である

(一) 九月十八日現在の給料手當の準則又は船員雇入の際の基本給内規、賃金基準若は昇給内規の報告書

定ノ當手			定ルス 關ニ給任初			職務別ニ依リ定メ		
支種實物給 類、數量定 件	支種獎勵 類、加給 額、率定 件	支種當手 類、當額、 率定件	メ區前 タル各號 初依任外 給定ノ	航行航 路區域、 定メタル 初任給	資格、履歷別 ニ依リ定メタル 初任給	船種、噸數別 ニ依リ定メタル 初任給	タ ル初任給	タ ル初任給
備考 本欄ニハ賃金基準ヲ記載スルコト 關スル内規ヲ記載スルコト								

昭和 年 月 日	住 所	船舶所有者名
遞信局長 殿		團
船員給料臨時措置規則第九條ニ依ル報告書		
資本金額 千圓 (拂込 千圓)	所有船舶 隻 總噸數	噸
給 與 別 高 級 船 員	普 通 船 員	

備考 本欄ニハ昇給内規ヲ記載スルコト

昇給ニ對スル定	昇給ニ必要ナ	ル期間ノ定	昇給料額ニ付シムベキノ定	昇給ニ必要ナ	ルス定期間ノ定	其他の参考事項

注意・不要ナル部分ニハ斜線ヲ劃スコト・様式適宜

(一) 準則について内規又は慣習として成立せることの證明が出來ない場合の承認申請

書は(一)様式の書類中その書類名を「船員給料臨時措置規則第九條ニヨル承認申請書」となし
指定期日に於ける準則を全部記載の上指定期日に於いて内規又は慣習として成立せるものなる
ことの證明を爲すことを得ざる部分を傍線により明にすればよい

(二) 準則賃金基準又は昇給内規のない會社又は新設會社の準則の許可申請書には(一)様
式の書類中その書類名を「船員給料臨時措置規則第九條による許可申請書」となし新に定めた
る準則を全部記載すればよい

(四) 準則賃金基準又は昇給内規を變更した場合の許可申請書には書類名は(三)と同様であ
るが、その記載内容は變更後の準則賃金基準又は昇給内規を全部記載し變更部分に傍線又は朱
線をもつて之を明にすると共にこの變更部分の新舊對照に便宜の表示をなせばよい

(五) 準則基本給内規、及賃金基準によらざる増給、又は支給の許可申請書(様式適宜)

昭和 年 月 日

住所

秘

遞信局長

殷

船舶所有者名

船員給料臨時措置規則第六條ニヨル許可申請書

資本全編

四

八

1

漁業種類

類

公稱馬力

支給期	昭和年月日	増額ヲ必要 トスル理由	其他参考トナ ルベキ事項	☆乗組船舶毎ニ提出スルコト	九月十八日以後雇入るゝ船員の雇入の際の基本給報告書(第一號書式)	年 月 日
(管海官廳)						
指定期日後雇入船員ノ雇入基本給報告書						
御中						
報告者名						
住 所						
年 月 日						
印						

☆乗組船舶毎ニ提出スルコト

(六) 九月十八日以後雇入るゝ船員の雇入の際の基本給報告書(第一號書式)

(管海官廳)

指定期日後雇入船員ノ雇入基本給報告書

御中

報告者名

七

船舶番號	船種船名	總噸數	船舶ノ用途	航行區域又ハ 就航航路又ハ
第號	船	噸	從業制限	漁業ノ種類
年月日	履入年月日	人	乘組員實數	種類
氏名	履入公認年月日	人	人	機
年齢	履入地	人	人	關
明他海技免狀其ノ書ノ資格種類證	公認地	甲板部	機關部	船舶ノ用途
乗船履歴		事務部	其ノ他	航行區域又ハ 就航航路又ハ
職務		其ノ他	計	從業制限
履入期間	人	人	人	漁業ノ種類
給料	人	人	人	種類
手當	人	人	人	公稱馬力
				馬力

備考

記載心得

- 一 履入年月日及履入公認年月日ノ欄ハ船長ニ付テハ就職年月日及就職認證年月日トス
二 船舶ノ用途欄ニハ旅客船、貨客船、貨物船、油槽船、漁船等ノ區別ヲ記載スルコト
三 機關ノ種類欄ニハ汽機又ハ發動機ノ別ヲ記載スルコト
四 氏名ノ記載順序ハ甲板部、機關部、事務部ノ順トシ同一部ニ屬スル者ノ間ニ在リテハ職掌ノ順序ニ依ルコト
五 乗船履歴欄ニハ乗船期間(履入、履止ノ日ヲ含ム)ヲ通算シ何年何月何日等ト記載スルコト
六 手當ノ欄ニハ種類別ニ記載スルコト
七 乗組員實數欄中甲板部人員ニハ船長ヲ加算スルコト
八 該當スルモノナキ欄ニハ斜線ヲ劃スルコト

(七)

個々の船員に増給する際の申請書 (書式適宜)

-
0

昭和年月日

佳所

船舶所有者名

三

通信屬性

元川

船員給與臨時措置規則第八條ニヨル許可ノ申請書

職名 氏名	船 名	船種 船名	資本金額 圓(拂込)	船員給與臨時措置規則第八條ニヨル許可ノ申請書	秘 遞信局長	年 月 日
年齡()	順 號	總噸數	圓()	殿	住所	
救命艇手適任證書交付		航行區域 從業制限	就航航路 漁船ノ種類	機 關	船舶所有者名	
免狀		種 類	種 類	公稱 馬力		
第 號	第 號	馬力				印

履入期間

官廳名及番號

名
人
考
略

支給スル

額現ニシテ、又ハ率ク受クルニ至リシ期間

卷之三

金質八叉與紅

支給期

昭和年月日

其他參考トナルペ牛事項

増額ヲ必要トスル理由

☆船員毎ニ申請スルコト

(八)

本令施行前一年以内に於ける賞與支給實績報告書

(第二號書式)

一一二

年	月	日	住 所
遞信大臣			
殿			報告者名
普通船員	賞與支給報告書		
高級船員	賞與ヲ受ケタル 數		
賞與ノ種類	賞與支給總額		
船員 數	基本給料合計金 額		
賞與 額	賞與 額 ノ割合		
至 自	期 賞與 支給 日		
年 月 日	備 考		

記載心得											
一 賞與ノ種類欄ニハ期末賞與又ハ臨時賞與等ト記載シ且一年間ニ於ケル支給回數ヲ附記スルコト											
二 給與令ニ依ル報告ニ在リテハ普通船員及給料支給總額ヲ抹消シ賃金令ニ依ル報告ニ在リテハ高級船員											
三 及基本給料合計金額ヲ抹消スルコト 基本給ノ定アル船員ニ付テハ基本給ノ合計金額ヲ、基本給ノ定ナキ船員ニ付テハ賃金現物給與ヲ除ク 總額ヲ給料支給總額トシテ記載スルコト											

(九)

前年支給せざる時期に於ける賞與支給の許可申請書（書式適宜）

一四

昭和 年 月 日	住 所	船舶所有者名
秘 遞信局長	殿	
船員給料臨時措置規則第十四條ニヨル許可申請書		
資本金額	圓（拂込）	圓（）
支給ヲ受クベキ高級船員	支給ヲ受クベキ普通船員	支給セントスル賞與
職 名	員 數	種 類
船 名	員 數	額 及 率
		備 考

支 給 期	昭和 年 月		支 前 給 時 期 ノ	昭和 年 月
	年	月		
支給ヲ必要トスル理由				
其他ノ参考事項				

(一〇)

前年に於ける相當時期を基準として定まる金額を超ゆる賞與支給の許可申請

書（書式適宜）

昭和 年 月 日	住 所	船舶所有者名
秘 遞信局長	殿	圓（）
船員給料臨時措置規則第十五條ニ依ル許可申請書		
資本金	圓（拂込）	圓（）

一五

(一) 電子給與の報告書（第三号書式）

(一一一) 臨時給與の許可申請書（書式適宜）

記載心得

一 紙與支給ノ事由欄ニハ創立何周年記念等臨時給與ヲ支給シタル事由ヲ出來得ル限り具體的ニ記載スルコト
二 紙與ノ種類欄ニハ現物給與又ハ現金給與等ノ別ヲ記載スルコト又現物給與ノ場合ニ於テハ金錢ニ換算シ其ノ金額ヲ備考欄ニ記載スルコト
三 紙與令ニ依ル報告ニ在リテハ普通船員及給料支給總額ヲ抹消レ賃金令ニ依ル報告ニ在リテハ高級船員及基本給料合計金額ヲ抹消スルコト
四 基本給ノ定アル船員ニ付テハ基本給ノ合計金額ヲ、基本給ノ定ナキ船員ニ付テハ賃金現物給與ヲ除ク總額ヲ給料支給總額トシテ記載スルコト

會社職員給與臨時措置令
賃金臨時措置令
船員給料臨時措置規則

(各條文)

勅令第七百六號

會社職員給與臨時措置令

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ基ク會社經理ニ關スル命令ノ中職員ニ對スル給與ノ支給ニ關スルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

一、資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ)二十萬圓以上ノ會社

二、前號ニ規定スルモノヲ除クノ外閣令ヲ以テ定ムル會社

第三條 本令ニ於テ職員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一、機關トシテ會社業務ニ從事スル者(以下役員ト稱ス)

二、前號ニ掲グル者及賃金臨時措置令第三條ノ賃金ヲ受クル勞務者ヲ除クノ外會社ノ業務ニ從事スル者ニシテ閣令ヲ以テ定ムルモノ及會社ニ雇傭セラル者(以下社員ト稱ス)

第四條 本令ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ

會社ガ職員ノ職務ノ對償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第五條 一定ノ金額若ハ數量又ハ一定ノ割合ニ依リ定期ニ支給スル給與及閣令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ給與（以下給料手當ト稱ス）ニ關シテハ會社ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ於ケル給料手當ノ準則（給料手當ノ種類、階級、金額、數量、率及其ノ支給又ハ増減ニ關スル標準並ニ初任給ノ標準ヲ謂フ以下同ジ）第七條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル給料手當ノ準則又ハ第八條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル給料手當ノ準則ニ依ルノ外之ヲ増給シ又ハ新ニ支給スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ニ於ケル給料手當ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スペシ

前項ノ規定ニ依リ報告スペキ給料手當ノ準則ハ會社ガ指定期日ニ於テ内規又ハ慣習トシテ成立セルモノナルコトノ證明ヲ爲スコトヲ得ルモノ又ハ其ノ證明ヲ爲スコトヲ得ザルモノナル場合ニ於テハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第七條 指定期日ニ於テ給料手當ノ準則ナキ會社又ハ指定期日後設立シタル會社ハ給料手當ノ準則ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八條 會社給料手當ノ準則ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

九條 會社役員又ハ社員ニ對シ給料手當以外ノ定期ニ支給スル給與（以下賞與ト稱ス）ヲ前年支給セザリシ時期ニ於テ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ支給セントスル賞與ノ合計金額ガ閣令ヲ以テ定ムル限度ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ヲ除クノ外會社ハ各支給期ニ付役員又ハ社員ニ對シ支給スル賞與ノ合計金額ヲ左ノ各號ニ掲グル金額ニ比シ增加シテ支給スルコトヲ得ズ但シ支給セントスル賞與ノ合計金額ガ閣令ヲ以テ定ムル限度ヲ超エザル場合又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、役員ニ對スル賞與ニ關シテハ前年ニ於ケル相當時期ニ於テ支給シタル賞與ノ合計金額但シ前年ニ於ケル相當時期ニ比シ役員ノ增加アル場合ニ於テハ之ニ閣令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル金額

二、社員ニ對スル賞與ニ關シテハ支給セントスル賞與ノ賞與期間ニ於テ支給スル社員ノ基本給料（給料手當ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ以下同ジ）ノ合計金額ノ月平均額ニ前年ニ於ケル相當時期ニ於テ支給シタル賞與ノ合計金額ヲ其ノ賞與期間ニ於テ支給シタル社員ノ基本給料ノ合計金額ノ月平均額ヲ以テ除シテ得タル割合（以下賞與率ト稱ス）ヲ乘ジタル金額

前項第二號ノ賞與期間ヲ計算方法ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ本令施行前一年以内ニ支給シタル賞與ニ關シ其ノ支給ノ時期及種類並ニ各支給期ニ於ケル賞與ノ合計金額、役員數及賞與率ヲ主務大臣ニ報告スベシ
第十一條 會社役員又ハ社員ノ全部又ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與（閣令ヲ以テ定ムル給與ヲ除ク以下同ジ）ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ支給セントスル給與ノ合計金額ガ閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
會社職員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給シタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ主務大臣ニ報告スベシ

第十二條 會社相互間ニ於テ船員ノ給料手當ノ定ヲ爲シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第五條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ其ノ會社ノ指定期日ニ於ケル船員ニ關スル給料手當ノ準則ト看做ス

第十三條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ定ニ加盟セザル會社ニ付テモ船員給料委員會ニ諸問シテ前條ノ定ヲ以テ第五條ノ規定ノ適用ニ付其ノ會社ノ指定期日ニ於ケル船員ニ關スル給料手當ノ準則ト看做スコトヲ得

第十四條 前二條ノ場合ニ於テハ第六條ノ規定ニ依ル報告又ハ第七條若ハ第八條ノ規定ニ依ル許可アリタルモノト看做ス

第十五條 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條、第九條及第十一條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル目的ヲ以テ職員ニ對シ給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十六條 主務大臣ハ職員ニ對スル給與ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、工場、事業場、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携行セシムベシ

第十七條 本令施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諸問ニ應ズル爲職員給與臨時措置調查委員會ヲ置ク職員給與臨時措置調查委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 本令ハ會社利益配當及資金融通令第七條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十九條 本令ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第二十條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二、取引所、瓦斯事業法法、保険業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三、電氣事業法又ハ航空機製造事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣

四、地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五、會社ノ營ム事業ノ一部ニ付前三號ニ掲タル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六、前各號ノ規定ニ拘ラズ職員中船員ニ關スルモノニ在リテハ遞信大臣
大藏大臣ハ第五條乃至第九條及第十條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スペシ
大藏大臣以外ノ主務大臣ハ第五條乃至第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スペシ

第二十一條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲タル會社以外ノ會社ニ關スル本令施行ノ事務ノ一部ヲ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

船員ニ付テハ第五條本文、第六條乃至第八條、第十二條及第十三條中主務大臣トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣又ハ遞信局長トシ第五條但書中主務大臣トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信局長又ハ管海官廳トシ第九條乃至第十一條中主務大臣トアルハ遞信局長トシ第十六條中主務大臣トアルハ遞信大臣、遞信局長又ハ管海官廳トス

大藏大臣ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局長稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十二條 第五條乃至第十一條及第十六條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 本令中閣令トアルハ船員ニ關スルモノニ付テハ遞信省令トス

第二十四條 第五條乃至第十三條及第十六條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條、第三條、第五條、第六條、第九條、第十一條及第二十二條中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ第十三條中船員給料委員會ニ關スル規定及第十七條ノ規定ヲ適用セズ

第二十五條 朝鮮總督ハ本令施行ニ關スル事務ノ一部ヲ其ノ定ムル所ニ依リ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ州知事若ハ廳長ヲシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ州知事、廳長又ハ其ノ代理人ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得(附則省略)

勅令第七百五號

賃金臨時措置令

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ從事スル爲メニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一、鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二、物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三、土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、破壊又ハ其ノ準備ノ事業
- 四、道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五、船渠、船舶、岩壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六、土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七、動物ノ飼育又ハ水產動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水產業

八、其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手當、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲メニ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 指定期日後雇入ルル勞務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト見做ス

第六條 雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終

リタル者ニ關スル本令ノ適用ニ付テハ其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタル時ニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇入ルル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スペシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ適用ニ付雇入ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第八條 雇傭主ハ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第九條 雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル労務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スペシ

第十一條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ

地方長官ニ報告スペシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル賃金基準ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第九條ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官

ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條 雇傭主其ノ雇傭スル労務者ノ個々ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増サントストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル労務者ノ個々ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シタルトキ其ノ支給ニ付亦同ジ

前項ノ規定ハ第十三條第一項若ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ依ル昇給内規ノ定アルトキ之ニ依リ昇給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ労務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル労務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スペシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第十四條 前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ雇傭スル労務者ノ昇給内規ヲ

地方長官ニ報告スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 履傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ履傭主又ハ其ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム）タル履傭主ノ爲ス履傭ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 日日雇入レラル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府縣賃金委員會ニ諮詢シテ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ履傭主ハ地方長官ノ爲シタル定ニ依ルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 前二條ノ規定ニ依ル定ニシテ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給以外ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、雇入ノ際ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、賃金基準ニ關スルモノナルトキ又ハ昇給内規ニ關スルモノナルトキハ其ノ定ヲ爲シタル事項ニ付各第四條ノ規定、第七條及第八條ノ規定、第九條乃至第十一條ノ規定又ハ第十三條及第十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八條 履傭主第三條第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル賞與ニ關シ前年支給セザリシ時期ニ之ヲ支給セントスルトキ又ハ其ノ賞與率ヲ前年同期ニ支給シタル賞與ノ賞與率ヨリ增加シテ之ヲ支給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ賞與率ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

履傭主其ノ履傭スル労務者ノ全部又ハ大部分ニ對シ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスル時ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十九條 履傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條、第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十一條 本令實施ニ關スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮詢ニ應ズル爲メ賃金臨時措置調査委員會ヲ置ク

賃金臨時措置調査委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

一六

第二十二條 本令ハ賃金統制令第五條ノ規定ニ依ル初給賃金ヲ受クル労務者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

本令ハ賃金統制令第六條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキハ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 第十三條中同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トアルハ船員ニ付テハ當時五十人以上ノ勞務者タル船員ヲ雇傭スル雇傭主トス

第二十五條 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除ク外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トアルハ鑛山賃金委員會トス

内地ニ於テ船員ニ付テハ第十五條第二十條及第二十一條中厚生大臣トアルハ遞信大臣トシ第七條及第十二條中地方長官トアルハ管海官廳トシ第八條、第十條、第十一條及第十三條乃至第十六條中地方長官トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣又ハ遞信局長トシ第十八條中地方長官トアルハ遞信局長トシ第二十條中地方長官トアルハ遞信局長及管海官廳トス

第十六條中道府縣賃金委員會トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲タル船舶ニ乘組ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員會トス

船員給料委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本令中遞信局長又ハ管海官廳ノ職權ニ屬スル事項ハ船員法第一條第一項各號ニ掲タル船舶ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方廳トス

本令中地方長官トアルハ船員(船員法第一條第一項各號ニ掲タル船舶ニ乘組ム者ヲ除ク)ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府遞信局長又ハ管海官廳、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノムル所ニ依リ臺灣總督府交通局總長又ハ管海官廳トス

第二十八條 第十六條中道府縣賃金委員會ニ關スル規定及第二十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

一八

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮臺灣樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

船員給料臨時措置規則

遞信省令第四十七號(官報昭和十四年十月十九日)

第一條 會社職員給與臨時措置令(以下給與令ト稱ス)及賃金臨時措置令(以下賃金令ト稱ス)中船員ニ關スルモノノ施行ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令中増額ストハ給與令第五條中給料手當ヲ増給シ又ハ新ニ支給スルコト、賃金令第四條本中基給ヲ變更スルコト、同令第九條中賃金基準ヲ變更スルコト、又ハ同令第十二條中基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増スコトヲ謂フ

第三條 給與令第二條第二號ノ會社ハ總順數五百噸以上ノ船舶ヲ所有(借入ヲ含ム以下同ジ)スル會社トス

第四條 賃金令第三條第二項ノ規定ニ依ル賃金基準ニ含マレザル賞與ハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與トス

第五條 賃金令第四條第一項若ハ第二項又ハ同令第九條第一項若ハ第二項ノ規定ヲ適用セザル場合ハ左ノ各號ノ一一該當シ遞信局長ノ許可ヲ受ケタル場合トス

一、戰爭又ハ事變ニ因リ危險ナル航海ニ從事スルニ至リタルトキ

- 二、航海ノ状況又ハ乗組員數ノ減少ニ因リ著シク勞務ガ過重ト爲リタルトキ
- 三、漁況ニ因リ漁獲高ニ著シク變動ヲ生ジタルトキ
- 四、其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アルトキ
- 第六條 紙與令第五條但書ノ規定ニ依ル許可ノ申請中船員ノ全部若ハ一部ニ付増額セントスル場合ニ於ケル申請又ハ前條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ乗組船舶毎ニ左ノ事項ヲ具シ所轄遞信局長ニ之ヲ爲スペシ但シ前條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ガ内規ニ關スルモノナルトキハ第十三條ノ規定ヲ準用ス
- 一、船舶所有者(船舶借入人ヲ含ム以下同ジ)ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地
- 二、會社ニ在リテハ資本金額及拂込資本金額
- 三、船舶ノ種類、名稱及總噸數並ニ機關ノ種類及公稱馬力
- 四、航行區域及就航航路(漁船ニ在リテハ從業制限及漁業ノ種類以下之ニ同ジ)
- 五、乗組船員ノ職務別員數
- 六、増額セラルベキ船員ノ職務別員數
- 七、給與又ハ賃金ノ種類及額若ハ率ニ付現ニ支給スルモノト增額セントスルモノトノ職務別對照
- 八、支給期
- 九、増額スルヲ必要トスル事由
- 十、其ノ他参考ト爲ルベキ事項
- 第七條 退職手當、危險物輸送手當其ノ他一定ノ條件ニ從ヒ一定ノ金額若ハ數量又ハ一定ノ割合ニ依リ支給スル給與ハ給與令第五條ノ規定ニ依リ給料手當ノ準則ニ依ルノ外増額スルコトヲ得ザル給與トス
- 第八條 紙與令第五條但書ノ規定ニ依ル許可ノ申請中船員ノ箇々ニ付増額セントスル場合ニ於ケル申請又ハ賃金令第十二條第一項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ船員毎ニ左ノ事項ヲ具シ管海官廳ニ之ヲ爲スペシ
- 一、船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地
- 二、會社ニアリテハ資本金額及拂込資本金額
- 三、乗組船舶ノ種類、名稱及噸數並ニ機關ノ種類及公稱馬力
- 四、航行區域及就航航路
- 五、船員ノ氏名及年齢
- 六、履歷及海技免狀其ノ他ノ資格證明書ノ種類
- 七、職務及雇入期間
- 八、給與又ハ賃金ノ種類及額若ハ率ニ付現ニ支給スルモノト增額セントスルモノトノ對照

- 九、給與又ハ賃金ニ付現ニ支給スルモノヲ受クルニ至リタル時期及増額セントスルモノノ支給期
十、増額スルヲ必要トスル事由
- 十一、其ノ他参考ト爲ルベキ事項
- 第九條 紿與令第六條第一項又ハ同令第七條ノ規定ニ依ル給料手當ノ準則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一、船員ノ職務別ニ依リ初任給ノ定アルトキハ各其ノ初任給
 - 二、船員ノ資格又ハ履歴別ニ依リ初任給ノ定アルトキハ各其ノ初任給
 - 三、船舶ノ種類又ハ噸數別ニ依リ初任給ノ定アルトキハ各其ノ初任給
 - 四、船舶ノ航行區域又ハ就航航路別(漁船ニ在リテハ從業制限又ハ漁業ノ種類別)ニ依リ初任給ノ定
アルトキハ各其ノ初任給
 - 五、前各號以外ノ區別ニ依リ初任給ノ定アルトキハ其ノ初任給
 - 六、手當ノ定アルトキハ其ノ種類、額若ハ率及支給條件
 - 七、獎勵加給ノ定アルトキハ其ノ種類、額若ハ率及支給條件
 - 八、歩合制ノ定アルトキハ其ノ歩合及算定方法
 - 九、實物給與ノ定アルトキハ其ノ種類、數量及支給條件
- 十、昇給期ノ定アルトキハ各其ノ昇給期
- 十一、昇給ニ必要ナル期間ノ定アルトキハ各其ノ昇給期間
- 十二、昇給セシムベキ給料ニ付昇給ノ額若ハ率ノ定アルトキハ各其ノ額若ハ率
- 十三、昇給ニ必要ナル條件ノ定アルトキハ其ノ條件
- 十四、前三號ノ事項ニ付職務別、資格若ハ履歴別又ハ給料別ニ定アルトキハ其ノ定
- 十五、其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 賃金令第八條第一項ノ規定ニヨル船員ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ニハ第一項第十號乃至第五號及
第十五號ノ事項ヲ記載スベシ
- 賃金令第十條又ハ第十一條第三項ノ規定ニ依ル賃金基準ニハ第一項第六號乃至第九號及第十五號ノ事
項ヲ記載スベシ
- 第十條 紡與令第六條第一項、賃金令第十條、第十一條第三項若ハ第十三條第一項ノ規定ニ依ル報告又ハ
給與令第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行後一月以内ニ報告書又ハ申請書正副二通ヲ所轄遞信

局長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

二四

賃金令第八條第一項又ハ同令第十四條第一項ノ規定ニヨル報告ハ報告書正副二通ヲ所轄遞信局長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

前二項ノ報告書又ハ申請書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ

一、船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地

二、會社ニ在リテハ資本金額及拂込資本金額

三、所有船舶ノ隻數及合計噸數

本令施行後ニ於テ給與令第二條各號ノ會社ト爲リタル會社又ハ賃金令ノ適用ヲ受クルニ至リタル船舶所有者ニ在リテハ第一項ニ本令施行後一月以内トアルハ當該會社ガ給與令第二條各號ノ會社ト爲リタル後又ハ當該船舶所有者ガ賃金令ノ適用ヲ受タルニ至リタル後一月以内トス

第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船舶（漁船ニ在リテハ從業制限第三種ノ船舶以下之ニ同ジ）ノ所有者ノ爲ス報告又ハ申請ハ所轄遞信局長ヲ經由シテ遞信大臣ニ之ヲ爲スベシ

第十一條 紿與令第六條第二項ノ規定ニ依ル承認ノ申請ハ指定期日ニ於テ内規又ハ慣習トシテ成立セルモ

ノナルコトノ證明ヲ爲スコトヲ得ザル部分ニ傍線ヲ附シタル申請書正副二通ヲ本令施行後一月以内ニ所轄遞信局長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニヨリ承認ヲ受ケタルトキハ前條第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出アリタルモノト看做ス前條第五項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 賃金令第七條第一項ノ規定ニ依ル報告ハ二週間毎ニ取纏メ遲滯ナク第一號書式ニ依リ管海官廳ニ之ヲ爲スベシ

第十三條 紿與令第八條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ申請書正副二通ヲ所轄遞信局長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一、船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地

二、資本金額及拂込資本金額

三、變更セントスル部分ノ新舊對照

四、變更セントスル事由

第十條第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 紿與令第九條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ賃金令第十八條第一項前段ノ規定ニ依ル許可ノ申請

二五

ハ左ノ事項ヲ具シ賞與ヲ支給セントスル日ノ十五日前ニ所轄遞信局長ニ之ヲ爲スペシ

- 一、船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地
 - 二、會社ニ在リテハ資本金額及拂込資本金額
 - 三、支給ヲ受クベキ職務別船員數
 - 四、支給セントスル賞與ノ種類、額及率
 - 五、支給期
 - 六、支給スルヲ必要トスル事由
 - 七、其ノ他参考トナルベキ事項
- 本令施行前一年以内ニ賞與ヲ支給シタルコトナキ會社ニ付テハ給與令第九條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セザル賞與ノ限度ハ支給セントスル賞與ノ支給期ノ屬スル月ノ前月ニ至ル六月ノ期間ニ於テ支給スル基本給料ノ合計金額ノ月平均額ヲ三倍シタル額ヲ一年間ニ於ケル賞與支給回數ヲ以テ除シテ得タル額トス
- 本令施行前一年以内ニ賞與ヲ支給シタルコトナキ船舶所有者ガ勞務者タル船員ニ付支給セントスル賞與ノ額ガ當該賞與ノ支給期ノ屬スル月ノ前月ニ至ル六月ノ期間ニ於テ支給スル基本給ノ合計金額（基
- 本給ノ定ナキ船員ニ在リテハ現物給與、第四條ニ規定スル賞與及賃金令第十八條第三項ニ規定スル給與ヲ除キタル賃金總額以下同ジ）ノ月平均額ヲ二倍シタル額ヲ一年間ニ於ケル賞與支給回數ヲ以テ除シテ得タル額ヲ超エザル場合ニ於テハ賃金令第十八條第一項前段ノ規定ニ依ル許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ
- 第十五條 紿與令第九條第二項但書ノ規定ニ依ル許可又ハ賃金令第十八條第一項後段ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ賞與ヲ支給セントスル日ノ十五日前ニ所轄遞信局長ニ之ヲ爲スペシ
- 一、船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地
 - 二、會社ニ在リテハ資本金額及拂込資本金額
 - 三、支給ヲ受クベキ職務別船員數
 - 四、賞與ノ種類、額及率ニ付前年同期ニ於テ支給シタルモノト支給セントスルモノトノ對照
 - 五、支給期
 - 六、增加スルヲ必要トスル事由
 - 七、其ノ他参考ト爲ルベキ事項
- 給與令第九條第二項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セザル賞與ノ限度ハ當該賞與ノ賞與期間

ニ於テ支給スル基本給料ノ合計金額ノ月平均額ヲ三倍シタル額ヲ一年間ニ於ケル賞與支給回數ヲ以テ除シテ得タル額ヲ超エザルトス

労務者タル船員ニ付支給セントスル賞與ノ額ガ當該賞與ノ第十六條第一項ニ規定スル賞與期間ニ於テ支給スル基本給ノ合計金額ノ月平均額ヲ二倍シタル額ヲ一年間ニ於ケル賞與支給回數ヲ以テ除シテ得タル額ヲ超エザル場合ニ於テハ賃金令第十八條第一項後段ノ規定ニ依ル許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

第十六條 給與令第九條第二項第二號ノ賞與期間ハ前回ノ賞與ノ支給期ノ屬スル月ヨリ賞與ノ支給期ノ屬スル月ノ前月ニ至ル期間トス

賃金令第十八條第一項ノ賞與率ハ賞與ノ合計金額ヲ當該賞與ノ前項ニ規定スル賞與期間ニ於テ支給スル基本給ノ合計金額ノ月平均額ヲ以テ除シテ之ヲ算定スルモノトス

第十七條 給與令第十條ノ規定ニ依ル報告ハ本令施行後一月以内ニ第二號書式ニ依ル報告書正副二通ヲ所轄遞信局長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

船舶所有者ハ賃金令第二十條ノ規定ニ基キ本令施行前一年以内ニ労務者タル船員ニ支給シタル賞與ニ關シ其ノ支給ノ時期及種類並ニ各支給期ニ於ケル賞與ノ合計金額及賞與率ヲ所轄遞信局長ニ報告スベシ

シ此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第十八條 給與令第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ賃金令第十八條第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ臨時ノ給與ヲ支給セントスル日ノ十五日前ニ所轄遞信局長ニ之ヲ爲スベシ

一、船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地
二、會社ニ在リテハ資本金額及拂込資本金額

三、職務別船員數

四、支給スルヲ受クベキ職務別船員數

五、臨時ノ給與ノ種類、額及率

六、支給期

七、支給スルヲ必要トスル事由

八、其ノ他参考トナルベキ事項

給與令第十一條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セザル臨時ノ給與ノ限度ハ一年ヲ通ジテノ合計金額ガ臨時ノ給與ノ支給期ノ屬スル月ノ前月ニ於テ支給スル基本給料ノ合計金額ヲ三ヲ以テ除シテ得タル額ヲ超エザル額トス

勞務者タル船員ニ付支給セントスル臨時ノ給與ノ一年ヲ通ジテノ合計金額ガ其ノ支給期ノ屬スル月ノ前月ニ於テ支給スル基本給ノ合計金額ヲ三ヲ以テ除シテ得タル額ヲ超エザル場合ニ於テハ賃金令第十八條第三項ノ規定ニ依ル許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

第十九條 給與令第十一條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ第三號書式ニ依リ臨時ノ給與ヲ支給シタルトキヨリ十五日以内ニ所轄遞信局長ニ之ヲ爲スベシ

勞務者タル船員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給シタルトキハ賃金令第二十條ノ規定ニ基キ所轄遞信局長ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十條 給與令第十二條又ハ賃金令第十五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ定ヲ爲シタルトキヨリ十五日以内ニ申請書正副二通ヲ所轄遞信局長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一、定ヲ爲シタル船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地

二、定ノ内容

三、其ノ他参考ト爲ルベキ事項

前項ノ場合ニ於テ給與令第十二條又ハ賃金令第十五條ノ定ニ加盟スル者ガニ以上ノ遞信局ノ管轄區域ニ亘ルトキ又ハ近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船舶ノ所有者ナルトキニ於テ爲ス申請ハ所轄遞信局長

ヲ經由シテ遞信大臣ニ之ヲ爲スベシ

前二項ノ申請ハ定ヲ爲シタル者ノ代表者名ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第二十一條 給與令第十三條中主務大臣トアルハ同令第十二條ノ定ニ加盟スル會社若ハ同令第十三條ノ規定ニ依リ當該定ヲ以テ其ノ準則ト看做サルル會社ガニ以上ノ遞信局ノ管轄區域ニ亘ルトキ又ハ近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船舶ヲ所有スル會社ナルトキハ遞信大臣トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ遞信局長トス

第二十二條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ遞信大臣又ハ遞信局長ハ賃金令第十六條第一項ノ規定ニ依リ船員ノ基本給賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

一、賃金令第十五條ノ定ニ加盟セザル者ヲ當該定ニ依ラシムル必要アルトキ

二、同様ノ船舶ニ乗組ミ同様ノ勞務ニ從事スル者ノ間ニ於テ賃金ニ付著シク差異アルトキ
前項ノ場合ニ於テ遞信大臣又ハ遞信局長トアルハ賃金令第十五條ノ定ニ加盟スル者若ハ前項ノ規定ニ依ル定ニ依ルコトヲ要スル者ガニ以上ノ遞信局ノ管轄區域ニ亘ルトキ又ハ近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船舶ノ所有者ナルトキハ遞信大臣トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ遞信局長トス

第二十三條 賃金令第十五條但書又ハ同令第十六條第二項但書ノ規定ニ依リ各本文ノ規定ニ依ラザルコト

396

517

發行所　日本海員組合

神戸市神戸區海岸通三丁目二十六番地

發　　著　人　西　　卷　敏　雄
印　　刷　人　井　上　友　次　郎
印　　刷　所　三　光　社　印　刷　所
神戸市兵庫區下澤通七丁目三四八
神戸市兵庫區下澤通七丁目三四八
電話渋川⑨二四六八番

船員給料臨時措置規則

昭和十四年十一月十六日印刷
昭和十四年十一月十九日發行　【定價一部五十錢】

ヲ得ル場合ニ付テハ第五條、第六條及第八條ノ規定ヲ準用ス
第二十四條 第八條後段、第十條第一項、第十二條、第十四條第一項後段、第十五條第一項後段、第十七
條第二項、第十八條第一項後段又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請又ハ報告ハ所有船舶ノ合
計噸數ガ五十噸未満ニシテ且其ノ船舶(漁船ニ在リテハ總噸數五噸以上ノ船舶)ガ五隻未満ナル場合ニ
於テハ之ヲ爲スコトヲ要セズ
第二十五條 紿與令第十六條第二項及賃金令第二十條第二項ノ臨檢検査ニ關スル證票ハ第四號書式ニ依ル
第二十六條 本令中所轄遞信局長トハ申請又ハ報告ヲ爲スベキ者ノ住所又ハ主タル事務所所在地ヲ管轄ス
ル遞信局長ヲ謂フ

附　　則

本令ハ會社職員給與臨時措置令及賃金臨時措置令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ會社職員給與臨時措置令及賃金臨時措置令ノ効力ヲ有スル間其ノ効力ヲ有ス

356

517

ヲ得ル場合ニ付テハ第五條、第六條及第八條ノ規定ヲ準用ス

三二

第二十四條 第八條後段、第十條第一項、第十二條、第十四條第一項後段、第十五條第一項後段、第十七條第二項、第十八條第一項後段又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請又ハ報告ハ所有船舶ノ合計噸數ガ五十噸未満ニシテ且其ノ船舶(漁船ニ在リテハ總噸數五噸以上ノ船舶)ガ五隻未満ナル場合ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十五條 紿與令第十六條第二項及貨金令第二十條第二項ノ臨檢検査ニ關スル證票ハ第四號書式ニ依ル
第二十六條 本令甲所轄遞信局長トハ申請又ハ報告ヲ爲スペキ者ノ住所又ハ主タル事務所所在地ヲ管轄スル遞信局長ヲ謂フ

附 則

本令ハ會社職員給與臨時措置令及貨金臨時措置令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ會社職員給與臨時措置令及貨金臨時措置令ノ効力ヲ有スル間其ノ効力ヲ有ス

昭和十四年十一月十六日印刷
昭和十四年十一月十九日發行

【定價一部五十錢】

船員給料臨時措置規則

發著 人 西 卷 敏 雄

神戸市神戸區海岸通三ノ二六
人

神戸市兵庫區下澤通七丁目三四八
西

三 光 社 印 刷 所

印 刷 所

印 刷 人 井 上 友 次 郎

發行所 日本海員組合

神戸市神戸區海岸通三丁目二十六番地

終